

平成30年3月第2回室戸市議会定例会会議録（第2号）

1. 日 時 平成30年3月12日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 久 保 八太雄
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 濱 口 太 作		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 武 井 知 香
事務局次長兼班長 谷 村 直 人
議事班 主任 千代岡 陽 子
議事班 主事 小 椋 雄 平

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 小 松 幹 侍	副 市 長 久 保 信 介
総務課長併選挙管理委員会事務局長 久 保 一 彦	企画財政課長 山 本 康 二
財産管理課長 黒 岩 道 宏	税 務 課 長 長 崎 潤 子
市民課長 中 屋 秀 志	保健介護課長 辻 さおり
人権啓発課長 寺 岡 弥 生	産業振興課長併農業委員会事務局長 川 上 建 司
建設土木課長 岡 本 秀 彦	観光ジオパーク推進課長 山 崎 桂
債権管理課長 上 松 富 士 樹	防災対策課長 西 村 城 人
会計管理者兼会計課長 森 岡 光	福祉事務所長 小 松 達 也
教 育 長 谷 村 正 昭	教育次長兼学校保育課長 竹 本 俊 之
生涯学習課長 和 田 庫 治	水 道 局 長 久 保 田 浩
消 防 長 竹 谷 昭 一	監査委員事務局長 山 本 ゆかり

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（濱口太作君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。武井議会事務局長。

○議会事務局長（武井知香君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名中、全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。林竹松君。

○12番（林 竹松君） 12番林竹松。平成30年3月定例会におきまして、市民の負託を受け一般質問を行いたいと思います。

まず、市長の政治姿勢についてお聞きをいたします。

次期市長選挙への出馬について、何点かお聞きをするものであります。

小松市長は、過去3期、足かけ12年間に数々の難問題に取り組み、努力を重ね、解決し、市民が安心して生活できる室戸市をつくってきました。行動力、実行力、発言力にすぐれ、歴代の市長に比べてもその功績はぬきんでている小松市長であります。これまでの12年間は、室戸市という荒れた土地に種をまき、育ててきたものであり、今後の4年間に実をつけ、花を咲かすべきであります。小松市長が積み上げた功績に磨きをかけ、市民が心から安心して生活のできる室戸市をつくり、後世に引き継いでいく責任が小松市長にはあると思います。多くの市民が、小松市長の次期市長選挙への出馬をこいねがっておりますので、小松市長の決意をお聞きをいたしたいと思います。

次に、部落差別をなくするために、部落差別解消推進法の具体化について何点かお聞きをいたします。

平成28年12月16日、部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる部落差別解消推進法が公布施行されました。この法律は、県政史上初めて、部落差別という用語を用い、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じているとし、部落差別の存在を国が公式が認知し、基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであると規定し、国や自治体に差別解消のための責務はありと明記しております。そして、国、自治体が連携し、部落差別に関する相談体制の充実、教育及び啓発や実態調査の実施を求めています。御存じのとおり、昭和40年の同和対策審議会答申は、部落問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法で保障された基本的人権にかかわる課題であるとし、これを未解決のまま放置することは許されず、そ

の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。同和行政は、日本国憲法に基づいて行われるものであり、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が存在する限り、この行政は積極的に推進されなければならないと明記しています。同和行政は、法律があろうとなかろうと、部落差別がある限り取り組まなければならないということがあります。そして、部落差別解消推進法が示すように、部落差別は現存しており、地域の実態や差別の現実を正確に把握し、具体的な取り組み課題を明確にすることが求められています。言うまでもなく、部落問題の解決を目指す同和行政は、部落差別の実態に立脚し、基本的人権の尊重という憲法の理念、同対審答申及び平成8年の地対協意見具申の精神を踏まえ、人権教育・啓発推進法及び部落差別解消推進法に基づいて、人権行政の主要な柱として推進されなければなりません。

そこで、部落差別を撤廃し、人権尊重の社会の実現を求め、お聞きをいたしますので、誠意を持って御回答いただけますようお願いをいたします。

1点目、部落差別解消推進法の制定を踏まえ、市長並びに教育長としての基本認識と見解を明らかにされたい。

2点目、部落差別解消推進法における相談体制の充実、教育及び啓発の推進、部落差別にかかわる実態調査などについてどのように取り組んでいるのか、お聞きをいたします。

3点目、部落差別解消推進法の制定を踏まえ、同法の周知徹底についてどのように取り組んでいるのか、お聞きをいたします。

4点目、部落差別解消推進法の制定を踏まえ、市職員及び教職員への研修についてどのように取り組んでいるのか、お聞きをいたします。

5点目、人権担当課の充実など、相談体制の充実に向けてどのように取り組んでいるのか、お聞きをいたします。

6点目、学校教育における部落問題、同和教育の現状はどうなっているのか、また今後の取り組みに当たっての基本的見解を明らかにされたい。

7点目、部落差別解消推進法における部落差別にかかわる実態調査についてどのように取り組んでいるのか、またその調査内容や手法についてはどのようにしているのか、お聞きをいたします。

8点目、インターネット上の部落差別情報の掲載に対しての現状把握と対応をどのように取り組んでいるのか、お聞きをいたします。

また、プロバイダー責任制限法の改正に向けての取り組みは、どのようにしているのか。

9点目、室戸市人権尊重の社会づくりの条例について、どのように具体化を図っているのか、お聞きをいたします。

また、市民に対して、どのような方法で啓発を行っているのか。

10点目、教育の中で同和教育という言葉が埋没してしまっております。その理由はどこにあ

るのか、何にあるのか、お聞きをいたします。

11点目、同和教育と人権教育の違いは何か、お聞きをいたします。

12点目、室戸市には、どのような部落差別の実態があるのか、お聞きをいたします。

13点目、地域のコミュニティーセンターである市民館へ館長ほか職員の充実を図るべきであるとするが、市長の考えをお聞きをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 林議員さんにお答えをいたします。

まず、2の部落差別解消推進法に関する御質問からお答えをさせていただきます。

2の(1)1点目、部落差別の解消の推進に関する法律の制定を踏まえた基本認識についてでございます。

本市の同和対策事業につきましては、平成14年に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効したことにより、特別対策が終了し、一般対策に移行されたところでございますが、法の失効後も、生活環境の改善や人権啓発事業、人権教育の推進などに努めているところでございます。そして、平成28年12月にいわゆる部落差別解消推進法が制定されたところでございますが、議員さん御案内のとおり、この法律は、初めて国の法律で部落差別という言葉を使用しているところであり、部落差別の解消を図るため、基本理念を定め、国や自治体の責務を明らかにした法律であると認識をしております。この法律が成立したことは、大きな意義があるものと思っております。市といたしましては、この法律の趣旨を踏まえ、差別のない人権が尊重される社会の実現に向けて今後とも国や県の動向を注視するとともに、情報収集に努め、取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、2点目、同法における相談体制の充実、教育及び啓発の推進、実態調査等への取り組みについてでございます。

同法では、第4条で部落差別に関する相談に的確に応ずるための充実を図ること、第5条では、部落差別を解消するための教育及び啓発を行うこと、第6条では、国が地方公共団体の協力を得て、実態調査を行うことが定められているところでございます。現在のところ、国・県において、具体的な施策が示されていないところでございますので、市といたしましては、現在取り組んでいることを一層充実をさせていかなければならないと考えているところでございます。

また、実態調査につきましては、平成23年度に社会福祉法人大阪府総合福祉協会により、今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査が実施されたという取り組み事例はございますが、現在、この部落差別解消推進法による実態調査の方法や内容などにつきましては、情報が示されていないところでございます。国や県から具体的に示された場合におきましては、市として積極的な取り組みをしていかなければならないと考えております。

次に、3点目の法律の周知徹底についての取り組みについてでございます。

議員さん御案内のとおり、差別のない社会の実現のためには、各種企業や団体、市民の方々に部落差別解消推進法の趣旨や内容などについて御理解をいただくことが大変重要であると考えております。今後ともこのことについては周知徹底をするよう、取り組みを進めてまいります。

次に、5点目、人権担当課の充実など、相談体制の充実についてであります。これは市民館の体制の充実に努めていかなければならないと考えております。

また、7点目の実態調査の件につきましては、これは先ほど前段でも申し上げましたように、現在この部落差別解消推進法による実態調査の方法や内容については、お示しをされていないところでございますので、国や県から具体的に示された場合には、市として積極的な取り組みをしてまいりたいと考えております。今後も引き続き国・県の動向を注視をして対応してまいります。

次に、8点目、インターネット上での部落差別情報の掲載に対する現状把握と対応について、またプロバイダー責任制限法の改正への取り組みということでございますが、インターネット上の部落差別情報の現状把握につきましては、情報提供や検索エンジン等で差別情報が発見された際には、高知地方法務局に対して、その都度情報の削除要請を行っているところでございます。しかしながら、海外のプロバイダーを介して、極めて悪質な事案が存在すること、またネット上の情報自体も極めて大量に存在することなどから、十分な対応にはなっていないのが実情でございます。また、プロバイダー責任制限法は、インターネット上に掲載された情報で人権侵害があったとき、プロバイダー等に対して人権侵害情報の送信防止措置の対応を求めることができるとされております。しかしながら、その措置は、プロバイダー等の自主的な取り組みに委ねられることとなっております。そして、国内の情報は、一定把握ができ、人権侵害情報等の削除についても、一定適用されるのではないかと考えられますが、この法律によって、海外のサイトにある人権侵害等の情報に適用することは、大変困難な問題があるのではないかと認識をいたしております。今後とも法の改正について留意をするとともに、プロバイダー責任制限法につきましては、市民の方々にも周知をしてまいりたいと考えております。

次に、9点目の室戸市人権尊重の社会づくり条例の具体化についてでございます。

御案内のとおり、本市では、平成10年に室戸市人権尊重の社会づくり条例を制定をいたしております。また、この具体化につきましては、平成18年度に室戸市人権施策基本方針を策定しているところでございます。そして、平成26年度にこれらを踏まえた具体的な事業計画として、室戸市人権施策推進計画を策定をいたしているところでございます。この推進計画では、同和問題を初め、女性、子供、高齢者、障害者、さまざまな人権の項目を取り上げており、具体的な施策や事業を定め、3年間の推進計画としているところでございます。現在、平成29年度から平成31年度までの第2期人権施策推進計画として、事業の進捗に努めているところでござ

ざいます。これらの取り組みにつきましては、今後とも充実をさせるとともに、市民の皆様方にも周知徹底するように努めてまいります。

次に、12点目の本市の部落差別の実態についてでございます。

本市では、これまで同和問題への取り組みといたしまして、特別措置法によりさまざまな施策を実施してきた結果、地区の住環境の改善や住民生活の向上に一定の効果があったと認識をいたしておりますが、教育、就労、産業の面での格差や心理的差別の解消には至っていないのが現状でございます。これまで本市におきましても、差別文書や差別落書きなどの差別事象があったことは、大変残念なことでございます。こうした差別事象を教訓に、同和問題の解決に向けて教育啓発事業を一層推進していくことが市の責務であると認識をいたしております。

また、同和問題を初めとするあらゆる人権問題の解決に取り組むことにより、人権が尊重される社会づくり、差別のない社会の実現に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、13点目の市民館職員の充実についてでございます。

市民館の体制につきましては、現在市内に6館市民館があるところでございますけれども、市民館長として正規職員4名、常勤の臨時職員6名、パートの臨時職員7名、合計17名体制で市民館業務を行っているところでございます。また、菜生市民館と大谷市民館、行当市民館と吉良川市民館につきましては、館長が兼務となっているところでございます。そして、職員の資質向上につきましては、隣保事業士の資格を積極的に取得をさせているところでございます。職員の配置や相談体制につきましては、今後充実につながるよう、検討を行ってまいります。

次に、1の(1)市長として次期をどうするかについてでございます。

まず、私のこれまで進めてまいりました市政運営につきまして、評価をいただいたことにつきましては、大変ありがたくうれしく思っているところでございます。私は、御案内のとおり、12年前、38年11カ月勤めてまいりました市の職員を退職し市長に就任をさせていただいたところでございます。そして、当時、決意した大きな理由といたしましては、それまで積み残されてきた課題や問題が、多く解決をされていないという問題があったこと、そしてこのままでは市の財政ももたないのではないかというような思いが一番強かったというふうに思っています。そして、就任して取り組んできたことでございますが、まず土地開発公社の塩漬け土地の問題でございます。市100%出資の公社が、お金を借りて土地を買っているものですから、金利が膨れ上がっております。そして、この件につきましては、利用できる土地に市道を入れ、また消防屯所を移転させ、防災倉庫を建設をし、その後は防災公園として整備をするなど、総額13億円となっておりますが、借金の処理は終わっているところでございます。

また、何十年も前、墓地を移転をさせ、その墓地へ行く道路の新設を約束をしていたという愛宕山墓園線についてであります。平成23年度から測量設計に着手をし、避難道路という目

的も加えて、間もなく完成をする予定でございます。

そして、羽根、吉良川地区の学校給食が実施されていなかった問題であります。このことにつきましては、西部学校給食センターを完成をさせることができました。また、今回、中部学校給食センターの移転、新築に取り組んでおりますが、完成をいたしますと、全ての学校で給食が実施できることとなります。

また、水道会計につきましては、長い間、建設仮勘定という問題がございました。これは、地方公営企業会計基準の改正などもございまして、適正化を行うことができしております。

また、中山間地域の飲料水確保対策につきましても、県の助成をいただくなど、飲料水対策が進んできたと思っております。

そして、市税など市債権の確保につきましても、負担の公平性を図るということから、収納率の向上に努めるとともに、財政の健全化につながっているものと考えております。

そして、新たな取り組みや現在進めていることとございますが、市道改良や橋梁の整備とともに、ブロードバンドの整備をすることができております。

室戸ジオパークの取り組みにつきましては、室戸の特徴である地質や海成段丘と言われる地形などにつきましては、これは地域資源でありますので、それらを生かした取り組みを進めたい。また、子供たちの教育や交流人口の拡大につなげたいということで取り組んでいるところでございます。

羽根工業用地開発事業につきましては、この事業を実施することにより、企業が市内に残っていただくことができしております。現在、50人を超える雇用につながっているところでございます。

防災対策事業では、防災行政無線の設置や保・小・中学校の耐震化、津波避難タワー、避難路、消防屯所や民間保育所の高台移転などの整備を進めているところでございます。

子育て支援では、子育て祝い金の支給や保育料や医療費の負担軽減に努めているところであります。

し尿処理施設の統合につきましても、1施設とすることにより、大きく運営費の削減につながっているところでございます。

ミニ水族館むろと海の学校及び集落活動拠点施設では、これらを完成させることにより、室戸の魅力を一層進めることや、地域の活性化につながるものと考えております。

これらの事業の推進につきましては、議員各位、職員の皆さん並びに市民の方々の深い御理解と御協力のおかげであるというふうに思っております。今後におきましても、当市には人口減少の問題、また地域医療の問題、多くの課題があることは承知をするところでございますが、前段で申し上げてまいりましたように、当初から取り組んできた課題や問題というのは、一定処理が進んできたのではないかと考えております。また、財政問題につきましても、基金残高、そして起債の残高の状況、そして実質公債費比率などの削減というようなことから、財

政問題につきましても、一定改善が見られるのではないかというふうに考えているところでございます。市長といたしまして、次期どうするかにつきましては、大変悩んできたわけですが、今期をもちまして引退をしたいと考えております。ただ、残念なことは、続いてやってほしい、やめないでほしいという方々の声も聞くわけでもありますので、そうした方々の期待に応えられないことは、大変申しわけなく思っているところでございます。私の任期は、まだ12月までございますので、それまでの間、全力で市勢発展に努めてまいります。どうか御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

私からは以上でございますが、教育長及び人権啓発課長から補足答弁をいたさせますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（濱口太作君） 谷村教育長。

○教育長（谷村正昭君） 私からは、まず(1)の1点目、部落差別解消推進法の基本認識について御答弁申し上げます。

この法律は、初めて法律として部落差別という言葉が使われたこと、部落差別の解消に関する基本理念を定めたこと、国や地方公共団体の責務を明らかにしたこと、教育と啓発に努めることを定めたことなど、大変大きな意義を持つものであると考えております。私としましては、教育分野でこの法の理念に基づき取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、4点目、教職員の研修への取り組みについてであります。

御案内の研修の取り組みとしましては、市内小・中学校の教職員の66名が、室戸市人権教育研究協議会の会員に加入しておりますので、研究大会とともに、記念講演会などの研修に参加しております。また、各学校では、人権教育主任が選任されており、研修や教育の実践について、人権教育主任を中心に取り組んでおり、県教育委員会主催の人権教育主任研修にも参加しております。これらの研修の成果を共有し、高めるため、所属校に持ち帰り、報告や実践するなど、理解を深める取り組みを行っております。学校関係以外の取り組みとして、部落差別をなくする運動強調旬間事業での講演会などに積極的に参加し、同和問題の正しい理解を深めているところであります。今後においても、効果的で意義深い研修となるよう努めてまいります。

次に、6点目、部落問題学習、同和教育の現状と今後についてであります。

学校教育における部落問題の学習については、小・中学校とも社会科の授業を中心に取り組んでおります。例えば、小学校6年の歴史や中学校2年から3年の歴史的分野では、江戸時代の身分制や明治以降の解放令、その後の全国水平社の設立、全国水平社宣言への取り組み等を学習しております。また、中学3年の公民的分野では、憲法が保障する基本的人権の単元の中で、部落差別からの解放や同和对策審議会答申、その後の法律や取り組みについて学習しているところであります。そして、同和教育については、その総和と言われる学力、進路保障を中心に、各学校とも学力向上に向けて事業改善に取り組んでおります。さらに、学校の教育活動



全体での取り組みとして、全小・中学校がキャリア教育に取り組んでおり、この取り組みの中で、自分のあり方や生き方を考えるとともに、よりよい人間関係の構築のための行動を深く考えて実行することについて、道徳や総合的な学習の時間、特別活動として取り組んでいるところでもあります。これ以外の学校教育現場での取り組みといたしましては、平成29年度には人権教育推進事業における研究指定校として、吉良川小学校と羽根中学校を指定しており、人権課題に対する取り組みを行うとともに、研究発表会や研究紀要等を通じて、各校への普及を図っております。また、人権に関する作文や人権啓発標語の作成と発表を行うなど、差別について学習するとともに、理解を深めるよう、人権を尊重する教育の推進に積極的に取り組んでいるところでもあります。そして、部落差別をなくする運動強調旬間での記念講演会には、同和問題に造詣の深い講師の講演が開催されますので、全ての市内中学生が参加し、同和問題の学習の場として、生徒の人権意識を涵養しております。あわせて、人権に関する身近な学習の場として、地域との交流や市民館事業に積極的に参加しております。このように、差別の解消には、積極的かつ根気強い取り組みが必要であると認識しております。今後においても、差別をなくし、人権を守る社会の創造に意欲と実践力を持つ子供たちの育成に努めてまいります。

次に、10点目、同和教育の埋没についてと11点目、同和教育と人権教育の違いについてであります。

同和教育の出発点は、きょうも机にあの子がいないという現実を受けとめ、差別の現実に深く学ぶことから始まったと受けとめております。そして、学校教育における同和教育は、誰ひとり置き去りにしない、一番厳しい立場、環境にある子供の側に立つということを基本として取り組んでまいりました。あわせて、同和問題の正しい理解と認識を深める教育に努めてきたところでもあります。議員御案内のように、同和教育の重要性は、私もそのとおりであると認識し、同感であります。このような中、現在、学校では、先ほどの6点目で申しあげましたように、部落問題学習や同和問題に関する各団体の講演会への参加とともに、地域で行われる市民館の活動を体験するなど、教育を行っております。これらの同和教育によって、部落差別のない社会を実現する意識を持ち、さらに問題解決の力を育てていく実践的な行動力を身につけた児童・生徒の育成に努めているところでもあります。

また、人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動として、多くの人権課題などを学ぶ中で、人権が尊重される社会づくりに貢献する行動につなげるものであります。そして、同和教育が積み重ねてきた実績と成果を大切に捉えながら、同和教育を人権教育の柱と位置づけて取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（濱口太作君） 寺岡人権啓発課長。

○人権啓発課長（寺岡弥生君） 林議員さんに市長答弁を補足させていただきます。

まず、2点目の相談体制についてであります。これまでの取り組みといたしまして、人権

相談を含む各種の生活相談等について、人権啓発課及び市内6館あります市民館で相談事業を実施するとともに、人権相談窓口の紹介を広報や市民館だよりなどを通じて行っているところでもあります。また、月に1度、人権擁護委員さんによる人権相談所を市役所で開設しているところをごさいますて、引き続きこうした相談体制を継続して、実施していくとともに、相談員として資質向上のための市民館職員の研修会への参加や隣保事業士資格などの取得などの取り組みを順次進めてまいります。

次に、啓発についてでございます。

7月の部落差別をなくする運動強調旬間における取り組みといたしましては、記念講演会を開催するとともに、市民の皆様や保育園児などに御協力をいただき、人権啓発パレードや事業所啓発活動を行っております。

次に、人権の花運動の取り組みといたしまして、年に2回、7月と12月に、児童が花を育てることにより、人を思いやる気持ちを育むよう、市内保育園、小・中学校に花の苗や球根配布を行っております。また、各市民館事業で発表された子供たちの人権作文を冊子として取りまとめ、市内小・中学校や図書館、公共施設等において頒布、掲示を行うなど、活用していただいております。

事業所啓発といたしましては、平成28年度から、市内の商店や事務所などの事業所に向けての啓発を重点的に行っております。平成28年度で143事業所、平成29年度におきましては、現時点で重複するものの数を含めて、延べ252事業所で啓発物資の配布やチラシの掲示依頼などの啓発活動を行っております。

市民館における啓発事業といたしましては、さまざまな人権問題研修会を開催するとともに、地域内外の交流を深めるため、市民館フェスタやヒューマンライツフェスティバルなど、全館で地域交流イベントを行ってきたところでもあります。こうした研修会や交流事業などの取り組みにより、地域内外の方々との交流も深まっており、啓発活動につながっているものと考えております。今後ともこれまでの取り組みを一層進めていくとともに、関係機関や地域住民の方々との連携を深め、人権啓発活動のさらなる充実を図ってまいります。

次に、3点目の部落差別の解消の推進に関する法律の周知徹底への取り組みについてでございます。

平成28年12月に公布施行されました同法の周知徹底につきましては、市民の皆様一人一人にこの法律がどのようなものであるか理解していただくため、市の広報の啓発記事での掲載のほか、ホームページでの情報発信を行っております。また、人権啓発課や各市民館においてポスターを掲示するとともに、この法律の趣旨や目的等を説明したチラシを市役所や市民館の窓口のほか、市内の各事業所で配布いただくなど、積極的に啓発を行っているところでございます。今後におきましても、あらゆる機会を活用して法の周知に努め、より一層問題への認識と理解を深めるための啓発に取り組んでまいります。

次に、4点目の市職員に対する人権研修の取り組みについてお答えいたします。

御案内のとおり、市職員は、窓口などで市民の皆様と直接接する業務に携わるものはもとより、全ての職員が、人権尊重の趣旨を理解し、常に高い人権意識を持って職務に従事することが求められております。そのため、同和問題を初めとする人権に関する研修については、計画的かつ積極的に行っていかなければならないと考えております。本年度の取り組みといたしましては、7月の部落差別をなくする運動強調旬間に大阪府の社会福祉士岡本工介氏をお招きし、「ルーツをツールにして生きる」と題して、同和問題について御講演をいただきました。9月には、室戸市職員人権問題啓発推進講座として、公益財団法人人権教育啓発センターの菱山謙二先生を講師に、「みんなで学ぼう同和問題」と題して講演会を開催し、いわゆる部落差別解消推進法についても学習したところでございます。また、高知県主催の強調旬間啓発事業や室戸市人権教育研究協議会主催の研究大会、12月の人権週間講演会などにも職員の積極的な参加を促しているところでございます。さらに、職員の必修研修としておりますこうち人づくり広域連合による節目ごとの階層別研修においても、公務員としてふさわしい人権意識を育成するため人権をテーマにした研修を行っているところであります。市といたしましても、これらの研修に加え、新規採用時に人権に関する研修を行うなど、引き続き職員の人権研修に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 林竹松君の2回目の質問を許可いたします。林竹松君。

○12番（林 竹松君） 2回目の質問を行いたいと思います。

まず、市長の次期への選挙立候補につきましては、今回限りで引退をするという言葉聞きまして、私は本当に非常に残念に思います。また、市長の説明がありましたように、数々の室戸市の行政にかかわる問題、市民にかかわる問題、難問題を解決されてきましたことにつきましても、市民を代表して心から厚くお礼を申し上げます。

そして、もう一点は、やはり引き際が大事ということは、男としてのけじめ、美点といえますか、そういったことも大事にしなければならないところでありますけれども、今後小松市長が引退された後も、一市民として、室戸市の発展に寄与していただきたいし、御指導、御鞭撻もいただきたいと思いますので、ぜひこれからの人生を体に気をつけられまして、本当に生まれてきてよかった、長生きできたと思えるような人生を送っていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

次に、部落差別をなくするために、私はこれまで振り返ってみますと、本当にこの議場においても口酸っぱく、うるさく申し上げてきました。けれども、一向に部落差別というものはなくなりません。それは、なぜなのかということでもありますけれども、同和問題や人権問題を無視することやかかわりを持とうとしないことも私は差別につながるというふうに思っております。そして、執行部の皆さんは、この件につきましてどのように認識をしているのか、お聞きをするものであります。

そして次に、職員が同和問題や人権問題、どのように認識をしているのか、把握をしているのかどうかという問題につきまして、今後においては市長、教育長は、職員に対して定期的に同和問題や人権問題についてレポートなりを提出させてはどうかというふうに思いますが、その見解をお聞きいたしたいと思います。

次に、同和問題や人権問題を解決するためにも、ぜひ市長並びに議長にも強行に取り組んでもらえるように要請をいたしたいと思います。そして、先ほど市長も答弁をいたしました、部落差別をなくするために、心理的差別、そして実態的差別があるということの説明がありましたけども、この心理的差別とは何か、実態的差別とは何かということの説明をしていただきたいと思います。そして、これらについてどうすれば差別はなくなるのかということについてもお聞きしておきたいと思います。

そして、次には、私は口酸っぱく申し上げたいと思いますけども、部落差別をなぜするのか、結婚差別をなぜするのか、就職差別をなぜするのかということについてもお聞きをしておきたいと思います。

そして次に、日本維新の会共同代表の片山虎之助参議院議員が、昨年12月8日、党の会合で、維新の会が提出している議員立法が全く審議をされなかったことについて、そうした国会の状況を、特殊部落ですからという発言をしたことにつきまして、大変大きな問題になっております。ここで皆さん方の認識なり、知識なりお聞きしたいことは、特殊部落という言葉ですね、どの地域を指して言っておるのか、そしてその意味はどういう意味があるのかということも私はつけ加えてお聞きをしておきたいと思います。

次に、啓発のあり方でありますけども、プロバイダー法ということで私お聞きいたしました、非常に長い法律であります。特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律ということですが、これらにつきましても、そして次には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、そして先ほど市長も申しましたように、室戸市の人権尊重の社会づくりの条例、そして部落差別の解消の推進に関する法律、これらについても、あわせて啓発を強行に創意工夫をして市民に啓発をしていく、そういうことの強力な取り組みをしていただきたいと思いますので、あわせて答弁を求めておきたいと思います。

そして、最後に、この部落差別をなくするために、昭和40年には同和対策審議会より答申が出されて、昭和44年から同和対策特別措置法というものが生まれました。そして、数々の事業が実施されてきました。けれども、行政の持ち出したお金は、本当に私から言わせれば微々たるものであったと。次の年にはそのお金が戻ってくる。同和対策特別交付金というもので返ってくるわけですけども、そこにはやはり何と申しますか、その交付金の内容につきましては、事業費割とか人口割、世帯割、そして地域割とか、そういったものに分かれておりてきておったはずであります。そして、その同和対策事業の実施にかかわって、私はこれほど室戸市の活性化につながった事業はないというふうに思っておるわけでありまして、そして、多くの市民の

雇用や地元での物資を購入する、そういった対策にも私は貢献されてきたのではないかと。また、つけ加えて申し上げますと、この住宅の建設についても、今どういうふうな形かといいますと、以前には同和地区の人ばかりしか入居ができなかったけども、現在、一般地域と言われる人たちも入居しております。そういうことを考えた場合には、大きく貢献された事業が同和对策事業しかないというふうに私は確信をしておりますので、ぜひそれらについてもわかる範囲内、認識しておる範囲内で結構ですから、ひとつ執行部の答弁を求めておきたいと思いません。

これで、2回目の質問を終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 林議員さんの2回目の質問にお答えをいたします。

たくさんの課題をお尋ねでございますが、何点かについてお答えをさせていただきたいと思っておりますので、その点、御理解をいただきますようによろしく申し上げます。

私の次期への問題につきましては、御理解、御協力をいただいたこと、心から厚く御礼を申し上げます。

まず、部落差別をなくする問題であります。これらにつきましては、本当に私たちも特別対策措置法が始まってからずっと取り組んでまいりました。しかし、いろんな面でまだまだ差別が残されているということは承知をするところでございますので、これらの解消についてしっかりと対策をしていかなければならないということは承知をしておりますので、これからも引き続き差別のない明るい社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

そして、職員の意識の問題をお尋ねでございました。この件につきましても、職員研修におきまして、受講後、アンケート調査を実施をいたしております。その結果を見ますと、やはり人権意識を新たに持つ、感じられるという回答といたしますか、アンケート調査の内容となっておりますので、こうした研修につきましては、しっかり取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。

また、職員につきまして、人権問題啓発推進講座というものも行ってありますし、そうした中で、先ほども申し上げました部落差別解消推進法につきましても、しっかりと認識をいただくように取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、プロバイダー推進法であるとか人権尊重の社会づくり条例、先ほどの部落差別解消推進法といった問題につきましては、職員を含め住民の皆さん方にもしっかりと啓発をしていく必要があるというふうに思っておりますので、一層そうしたことの充実に努めてまいります。

また、いろんな人の発言の中で、誤った知識や偏見というようなもので差別につながっているというような事例をお聞きするわけでありまして、そうしたことのないよう、しっかり人権問題、啓発活動というものに同和問題を初め、障害者、高齢者、女性といった方々の人権が

しっかり守られていくような取り組みをしていかなければならないというふうに思っているところがございます。

また、住宅問題につきましても、議員さん御案内のとおりでございますので、今住宅の建てかえ等も行っているわけでありますが、耐震性のない危険な建物について取り組み、建てかえを一層推進していこうというような取り組みで進めておりますので、御理解もいただきたいと思えます。

それから、最後であります、地域改善対策特別措置法というのがずっと続いて、法律の名称は変わってきたわけでありますが、33年間続けてきたところでございますし、それらの取り組みによって、一定住環境の整備であるとか、また子供たちの教育という面についても、一定の効果があつたというふうには考えているところでございますし、当市の財政負担につきましても、特別対策の中で推進してきた事業については、それぞれ一定の効果があつたというふうには認識をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思えますし、これらの人権問題につきましては、今後とも前段で申し上げました、一層の取り組みを、啓発活動を、教育をしっかりやっていかなければならないと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

**○議長（濱口太作君）** これをもって林竹松君の質問を終結いたします。

健康管理のため、11時20分まで休憩いたします。

午前11時7分 休憩

午前11時20分 再開

**○議長（濱口太作君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小椋利廣君の質問を許可いたします。小椋利廣君。

**○4番（小椋利廣君）** 4番小椋利廣。平成30年3月第2回室戸市議会定例会におきまして、市民を代表して通告に従い一般質問を行います。

1番、市政全般について。

(1)平成30年度の最重要政策予算についてお聞きをいたします。

平成30年度の予算編成に当たり、小松市長の施政方針では、少子・高齢化で人口の減少により、市税の減少や地方交付税の減少など、厳しい財政状況が予想される中で、室戸市財政運営計画に基づき、平成30年度予算も一般会計では対前年度予算に比べて6億1,240万5,000円も増加をした131億7,426万6,000円で、室戸市制施行60周年に当たり、大型予算が編成をされております。行財政の健全化や産業の振興に取り組み、商工業では、都市圏での地産外商、農林水産業の推進、観光振興では、体験型、滞在型観光への取り組み、保育や教育の充実、地域医療関係では、新たに医師の確保や医療機器の整備に対する支援など、消防施設関係では、2カ所の消防分団の高台移転、防災対策では、津波避難タワーの建設、避難路の整備等々、幅広く大型の予算が展開をされております。小松市政3期目最後の当初予算の編成に当たり、室戸市制

施行60周年を迎え、室戸市の将来を見据えた次の行政施策につながる、また市民にも大きくアピールができる平成30年度の最重要施策予算を何点かお示しをしていただきたいと思います。

(2)室戸市の今後の医療体制についてお聞きをいたしたいと思います。

平成30年1月22日に議員協議会があり、室戸市の医療の現状について説明がありましたけれども、今後の医療体制についてお聞きをしたいと思います。

室戸市内の医療法人長康会の室戸病院が、平成30年1月31日閉院となり、また隣接をしております介護施設つどいも平成30年2月28日に閉鎖となりました。室戸病院は、昭和61年4月1日から33年間、室戸市民の健康と命という財産を守る東部地区の地域医療のかなめとして、また多くの室戸市民の主治医として、地域医療に大きく貢献をしてきましたが、平成26年には、救急部門がなくなり、平成30年1月には、病院自体が閉院となり、寂しくつらい思いをしているのは多くの市民の皆様だと思います。室戸病院の前には、東部交通のバス停があり、高齢者の方々やバスで通院をする多くの方々が利用され、公共交通の利用にも大きく寄与されてきましたが、残念でなりません。室戸病院にかわる地域医療の中核病院として、室戸中央病院に外来診療を強化することで、平成30年2月1日から三宮医師による内科の診療と往診が開始をされたと各地域単位で回覧板が回っておりましたが、室戸中央病院で外来の内科診療が受けられることをまだまだ市民全体には浸透がされていないとお聞きをいたしております。今からもまだいろいろな機会を利用して、中央病院で内科診療や往診の開始についての宣伝をしていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

室戸中央病院の内科の診療は、三宮医師が1人だとお聞きをいたしておりますけれども、室戸病院にもありました眼科、皮膚科、整形外科の診療はいつから開始をされるのでしょうか。

市内の各診療所では、急に患者数がふえて、対応し切れないとの声も聞かれます。新たな患者は断られたとの話もお聞きをいたしております。室戸市も高齢化率50%の時代になっており、多くの高齢者は、遠くの病院への通院は非常に厳しい状況となっております。また、市内の病院の先生方も高齢化になってきておりますので、病院の先生の話でも、このままでいくと室戸市は近い将来、無医師地域になる可能性が高くなってきていると言われております。

また、室戸市立室戸岬診療所も患者数がふえてきておりますが、医師や看護師は現在の状況で対応ができていけるのでしょうか。嘱託医や嘱託看護師などの配属が必要ではないかと考えますが、取り組み姿勢についてお聞きをしたいと思います。

また、室戸病院が閉鎖になったことを踏まえて、早急な医師の確保に向けて取り組みを強化するとともに、今後室戸市の医療体制の構築には、3年先、5年先を見通した地域医療への取り組みを考えていかなければならないと思いますが、小松市長の取り組み姿勢についてお聞きをいたしたいと思います。

(3)室戸市独自の交通体系の確保についてお聞きをしたいと思います。

室戸病院の閉鎖により、新たに室戸中央病院が外来診療の強化や一般病床の確保に努めてお

り、地域医療の発展に貢献をする旨、地域医療の提供に関する協定書を平成30年1月26日、室戸市と医療法人愛生会室戸中央病院との間で協定書が交わされておりますので、室戸市内の医療体制については、新たに評価をしたいと思っております。室戸病院の前には、東部交通のバス停があり、多くの高齢者の方々が利用されておりましたが、今から室戸地域医療の中核となる室戸中央病院は、県道椎名室戸線のバス停から南側に数百メートルも離れており、高齢者やリハビリ患者など足の悪い方々には、非常に不便で、通院が厳しいとお聞きをいたしております。

そこで、安芸市や田野町、北川村のように、各自治体が独自で取り組んでいるバス輸送を計画して、各地域を回り、中央病院や診療所へも立ち寄れるぐるりんバスの計画はできないか、お聞きをいたします。各自治体も大きく住民サービスに徹していると考えております。大月町では、スクールバスに患者も混合乗車ができる仕組みが整備をされており、各地区を児童・生徒の登校時間にあわせて出発し、帰路は昼前に帰る便と下校時間に帰る便の2便があるとされております。また、仁淀川町では、町がコミュニティーバスを運行し、地区別に1日1往復、週1回の運行と町内外の民間の医療機関の送迎バスの利用やデイサービスの帰りに医療機関に立ち寄り、患者の足を補完をしているとされております。若い者は、車で通院ができますが、高齢者の足の確保のために、他の市町村の取り組み状況も検討していただき、室戸中央病院や各診療所に立ち寄れる室戸市独自の交通体系の確保ができないか、お聞きをいたしたいと思っております。

(4) 国民健康保険制度の改正についてお聞きをいたします。

平成30年度から、国民健康保険の運営主体が、市町村から高知県に移管をされることに伴い、室戸市は約2億4,000万円の国民健康保険料金の累積赤字を抱えておりますが、これらの赤字の解消にはどのように取り組まれていくのか。県内で医療費が高い傾向にあるとされている高知県東部地区の室戸市や東洋町、奈半利町などは、なるべく早く赤字を解消しておかないと、激変緩和が終わったときにもっと苦勞をすると公表をされております。現在は、一般会計からの繰入金などで必要額よりも保険料金を抑えている市町村が多く、繰入額の調整などで実際の保険料の増減に影響があるとされており、国保会計の赤字は、市町村が一般会計の税金で国民健康保険料金の赤字を穴埋めする措置を厚生労働省は容認をされるとされておりますが、本市の取り組みはどのように考えられているのか、また一般会計からの繰り入れが可能であれば、赤字額は何年で解消する予定なのか、お聞きをしたいと思います。

高齢化率約50%の中にいる年金所得者は、国民健康保険税や介護保険料金をこれ以上上げられたら生活が厳しくなるので困ると非常に心配をされております。また、国民健康保険税について、資産割をのけた所得割、均等割、平等割の3方式の合算による新しい国民健康保険税体系と運営主体が市町村から高知県に移管をされることに伴い、市民に対してはどのような影響が想定をされるのか、お聞きをしたいと思います。

(5) 室戸市職員の綱紀粛正について。



室戸市内で社員や職員が一番多く集まっている主要な事業所は、この室戸市役所でありま  
す。市役所の中には、正規の職員246名、常勤の臨時職員は82名、非常勤の臨時職員は147名と  
合計で475名の方々が日々職務に専念をして従事しております。公用車の台数をお聞きをい  
たしますと、消防が38台、その他庁舎の中でいろいろな公用車が72台で、合計110台の公用車  
が配備をされております。公用車に関する事故件数を調べてみますと、平成27年度は5件、平  
成28年度は8件、平成29年度は既に7件の事故が報告をされておりますが、非常に交通事故の  
件数が多過ぎるのではないかと思います。公用車の日常の管理は、どのようにされているので  
しょうか。今回のこの議会にも提出をされておりますが、臨時議会や定例議会のたびに報告事  
項として損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分の報告について提出をされております。  
この3年間でも20件の交通事故が報告をされて、通常業務の中で非常に事故件数が多過ぎると  
考えております。これは、私だけが事故件数が多過ぎると感じているのではなく、多くの議員  
の皆様もそう感じていると思います。

公用車は、毎日の業務で使用されなければなりません、乗り回しや使い回しではなく、一  
度使用したら車内、車外の清掃や車内美化に努め、清潔な状態で次の方が快く使用できるよ  
うにしてあることが、職員全体が利用する公用車のきれいな使用のあり方であると思いた  
すが、日常の公用車の管理、清掃、使用は、どのようにされているのでしょうか。

また、1月には、介護保険業務で、通常二、三日以内とされる処理に約1週間も要するな  
ど、速やかな作業を怠ったとされる不適正処理が行われたとして新聞報道がされております。  
庁舎内では、書類の処理に時間がかかり過ぎるという声があり、これらのことにも襟を正して  
取り組んでいかなければならないと思いたすが、庁内で書類の決裁が早く、正確にできるこ  
とが、市民サービスに大きくつながると思いたす。市民サービスへの向上につながる職員の綱紀  
粛正について取り組み姿勢をお聞きをいたしたいと思いたす。

(6) 両栄橋の全面的な改修工事に伴う周辺地域住民に対する市税の優遇措置についてお聞き  
をしたいと思いたす。

両栄橋は、平成28年11月から取り壊し工事に着手をしており、現在平成30年3月時点では、  
左右岸の矢板の打ち込み工事や橋台の取り壊し工事が行われておりますが、橋台の建設工  
事の完成後に、上部工の橋桁工事の組み立てや橋面のコンクリートの舗装工事、橋桁の塗  
装工事、橋の左右岸の取り合わせ護岸工事等々まだまだ多くの高所にわたる建設工  
事が残されております。これらの工事が完成をして、立派な両栄橋として生まれ変わ  
り、通行が可能になるのは、計画の上では平成31年6月の予定であり、工事着手から  
完成までは2年と7カ月を要することになります。室戸市が施工主体で両栄橋の建設  
工事に着手したことに伴い、個人の商店の閉鎖が集中して連鎖的に起こり、残され  
た商店主の経営者も、地域経済が安定をして店の経営が復活するには、多くの時間  
がかかると予測をされております。室戸市の中心街で両栄橋の全面的な改修工事が  
施工されることに伴い、二級河川室津川を挟んで、交通網は遮断をされ、歩行者

の通行もままならない状態であり、また下流側の港橋も全面通行どめになっていることから、室戸市中心地の商店街では、人口の交流と経済の流通がストップをし、商店街は大きく疲弊をしており、収入面でも大きなマイナス要因になっていると言われております。今の状況を商店街と周辺地域の方々からは、市民生活に大きな影響を与えている状況であるとお聞きをしておりますので、両栄橋の工事期間中及び地域経済が安定をして復活し、活性化するまでの間、室戸市税の減免について一定期間配慮していただけないか、地域住民からの要望でありますので、市長の取り組み姿勢についてお聞きをしたいと思います。

(7)室戸市のふるさと納税についてお聞きをいたします。

本市もふるさと納税に取り組んでいる中で、平成28年度は6億2,000万円、29年度は現在までのところ10億円と納税額は年々増加をしておりますが、ふるさと納税に取り組んでいる担当の職員の方々には、職務に精励をし、日夜非常に御苦労さまでございます。ふるさと納税は、地域を大事にし、いろいろな発想を持って取り組んでいく市町村に寄附が多く集まると言われており、奈半利町では、平成29年度もはや35億円の寄附が集まったと報道をされております。奈半利町の斉藤町長は、小さな町でもやればできるという機運が町全体に広がり、発想の転換が一番の効果であり、3,300人の町が燃えて栄えていると言われております。各市町村は、この制度を大いに活用し、納税者の志に応えるまちづくりや返礼品を活用した地産地消や外商に積極的に取り組み、各自治体は、自主財源の確保とともに、地域の活性化の推進に知恵を絞っているようですが、我が室戸市では、各事業者が、納税金額に応じて返礼品と送料を含めた金額に対応することが困難なときがあり、遠隔地の場合や品物によっては、箱代やクール便送料に負担がかかり、赤字に陥ることもあるとお聞きをいたしております。このような状況では、地域経済の活性化や雇用の増進、産業の振興にはつながらないのではないのでしょうか。今春、この4月か5月かわかりませんが、からは運賃改定で送料も大きく増額になるのではないかと報道をされており、商品と送料は切り離して考えて、3割前後の商品に送料は別途市の負担にするべきではないのでしょうか。奈半利町では、宅急便発送用の予算を組み、運送会社と契約して、毎月奈半利町が支払いをしているとお聞きをいたしておりますが、室戸市は今後どのように対応していくのか、お伺いをいたしたいと思います。

平成30年2月7日の高知新聞を読んだ市民から、いろいろな話があり、奈半利町がふるさと納税を4月から12月までで前年の倍に当たる35億円を集めた記事を見て、室戸市のふるさと納税額は、どのようになっているかと聞かれることが多く、室戸市のふるさと納税額は、約10億円であると返答しております。人口が3,300人の奈半利町が集めた35億円のふるさと納税額と室戸市が集めた10億円の納税額との差額25億円は、日々仕事に従事している職員の取り組み方がどのように違うのか、新聞を見た多くの市民からよく聞かれますので、まずこの点について市民にもわかりやすくお答えをいただきたいと思っております。

当市の担当者も一生懸命取り組んでいると思っておりますが、平成29年度のふるさと納税の見込み

額の想定は、幾らになるか、平成30年度に向けての構想と目標額の設定はされているのか、各事業者からの要望にはどのように対応されていくのか、お聞きをしたいと思います。

(8)南海トラフ巨大地震についてお聞きをいたします。

近い将来、必ず起きると予測をされて発生が心配をされております南海トラフ巨大地震について、地震調査委員会は、プレートの境界や活断層で起きる地震の発生確率を毎年更新をしており、平成30年1月1日を基準日として見直した結果、南海トラフでマグニチュード8から9クラスの大地震が今後30年以内に起きる確率は、70%程度から80%に更新をしたと発表されており、発生確率がだんだんと高くなってきております。南海トラフ巨大地震は、複数回に分けて発生したり、1回で全地域を破壊をしたり、最大クラスの地震が発生をすると、静岡県から宮崎県にかけての内陸部では、震度7となる可能性があり、太平洋の沿岸の広い地域には、10メートルを超える大津波の襲来が想定をされており、南海トラフ巨大地震の驚愕の被害想定では、死者33万数千人と最悪のパターンが起きる可能性が言われております。また、想定された地震が発生しない限り、発生確率は時間の経過とともに高くなる傾向にあり、切迫度が急に増したわけではない。今後、10年以内の発生確率も20%台から30%台に引き上げられております。我が室戸市におきましても、平成23年3月11日のあの東日本大震災から7年を迎え、地震や津波に対する防災対策には、官民を挙げて総力で取り組んできていると思いますが、まだまだ十分であるとは言えないと思います。

そこで、①現在の防災対策への取り組みと経過についてお聞きをしたいと思います。

②地震発生確率が80%に引き上げられたことによる今後の防災対策への取り組みについてお聞きをしたいと思います。

③各地域と密着した新たな課題への共有について、どのように取り組まれていくのか、お聞きをいたしたいと思います。

これで、第1回目の質問は終わります。

○議長（濱口太作君） 昼食のため、13時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 小椋議員さんにお答えをいたします。

まず、1の(1)平成30年度の最重要政策予算についてでございます。

平成30年度予算の重要な点につきましては、施政方針でも申し上げたところでございますが、改めまして何点か申し上げます。

まず、ふるさと納税拡大に向けた取り組みといたしまして、事業者向けセミナーの開催による返礼品の開発支援や市独自のふるさと納税ポータルサイトの開設、また県内、県外の市町と

の連携によるコラボ返礼品の開発などに取り組むことで、地場産業の振興、地域経済の活性化につなげてまいります。

次に、ミニ水族館むろと海の学校が新たにオープンしますので、体験プログラムの導入を図るなど、子供たちの教育や交流人口の拡大とともに、椎名集落活動拠点施設においては、地域の方々と連携して、高齢者の健康づくり事業など、地域の活性化に取り組んでまいります。

また、子育て支援といたしましては、これまで第3子以降の無料化や第2子同時入所の場合の保育料の無料化を行ってきたところですが、平成30年度からは、第2子以降の保育料を無料化をするということで、子育て世代の負担の軽減に努めてまいります。

また、小・中学校普通教室へエアコンを順次設置をいたします。これらのことによって、教育環境の改善につなげてまいります。

地域医療につきましては、室戸市における地域医療の提供に関する協定を締結をした医療法人への医師確保や医療機器の整備に対する支援を行うことで、地域医療の充実強化に努めてまいります。

そして、室戸岬診療所の診療日数の増加や往診を行いますとともに、今後の地域医療の提供や医療サービスの確保のため、地域医療計画の策定に取り組んでまいります。

また、引き続き、市道整備や橋梁のかけかえ事業を進めるとともに、耐震性のない市営住宅の建てかえなど、市民の生活環境の充実に努めてまいります。

次に、津波避難の新たな手段として、津波避難救命艇の設置や中山間地域の備えとして、奥地分散備蓄用倉庫の整備、災害時の燃料供給を行うための自家給油施設の整備などに取り組むことといたしております。

また、本市への若者の定住と就労の促進を図るため、新たに奨学金返還助成制度を導入いたします。

以上、主なものにつきまして申し述べましたが、市民の方々が安心して生活をできるよう、全力を挙げて事業の推進に取り組んでまいります。

次に、(2)室戸市の今後の医療体制についてでございます。

議員さん御案内のように、今年1月末日の室戸病院の閉鎖に伴い、平成30年1月26日に医療法人愛生会と本市との間で、室戸市における地域医療の提供に関する協定書を締結をし、平成30年2月1日から内科の外来診療を充実をしていただいております。受診者数はふえているところでございます。この協定締結に当たりましては、楠瀬理事長及び事務長さんには、急なお願いにもかかわらず御協力を賜りました。大変ありがたく感謝をしているところでございます。また、外来診療の開始に当たりましては、常会への回覧のほか、ホームページへの掲載や市政懇談会等あらゆる機会に地域医療の状況について説明し、周知を行ってまいりましたが、今後とも一層の周知に努めてまいります。

次に、室戸中央病院の医師の体制についてであります。内科の常勤医師2名、非常勤医師

2名で、眼科や、これは室戸病院になかったわけでありましたが、整形外科などの診療科目につきましては、室戸中央病院とともに、大学や他の医療機関等において調整を行っており、早い段階で外来診療が受けられるよう、取り組んでまいります。

次に、室戸岬診療所の体制の強化につきましては、診療日数をふやすことや受診者の方々の待ち時間が少しでも短くなるように、診察券の導入であるとか、事務の改善等見直しを行っているところでございます。医師確保につきましても、高知医療再生機構に対し、医師の派遣をお願いするとともに、医師専用の求人サイトに掲載を申請をいたしているところでございます。

なお、パート看護師1名を追加雇用するための予算計上を行っているところでございます。

また、地域医療計画につきましては、現在、安芸福祉保健所や高知大学に協力を求め、医療に関するデータ収集や計画の基本的な部分について御意見をいただいているところでございます。4月には、県や安芸福祉保健所、市内の医師などで構成する地域医療計画策定委員会を立ち上げ、策定に向けて取り組むとともに、市の体制につきましても、医療対策室の設置について検討を行っているところでございます。

次に、1の(3)室戸市独自の交通体系の確保についてでございます。

地域の交通体系の確保に向けた取り組みといたしましては、まず県東部地域におきまして、平成30年度より、県と沿線11市町村でごめん・なはり線及び高知東部交通の鉄道や路線バスなどを中心とした交通網形成計画を策定することとなっておりますので、本市の現状などが計画に反映されるよう、提言をしてまいります。

また、当市におきましても、平成30年度より、地域公共交通会議を立ち上げるとともに、地域において最適な交通ネットワークの姿を描く交通網形成計画を策定することといたしております。現在は、路線バスの維持に係るものといたしまして、高知東部交通に生活バス路線運行維持費補助金を支出していることに加え、中山間地域高齢者等タクシー利用助成事業や高齢者等買い物支援事業に取り組み、通院や買い物の支援を行っているところでございますが、中山間地域のアクセスや高齢者の通院などは、大きな課題であり、対策が必要だと認識をいたしているところでございます。これら交通対策につきましては、御提案のぐるりんバスの件も含めまして、前段の計画策定の中で検討を重ねてまいります。

次に、(4)国民健康保険制度の改正についてでございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年5月に成立し、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等について制度の見直しが行なわれたところでございます。そして、国保会計の財政健全化につきましては、これまで赤字解消計画に基づき、特定健診の受診率向上やジェネリック医薬品の普及促進、健康づくり事業の推進などに取り組むとともに、国保税の収納率向上に努めてきたところでございます。また、平成24年度からは、後期高齢者支援金分として、一般会計から繰り入れを行っているところでござ

います。また、累積赤字の解消につきましては、平成29年9月策定の室戸市財政運営計画に基づき、国保会計の決算の動向を注視しつつ、一般会計から繰り入れを行うなど、平成31年度中に赤字を解消する計画としていただいております。

次に、市民に対してどのような影響があるかについてでございますが、国民健康保険税につきましては、課税方式を現在の4方式から資産税を除く3方式への改正案を提案をさせていただいております。現行の税率での調定額は、約4億3,600万円であり、改正後の調定額は、約4億4,400万円となる見込みでございます。被保険者1人当たり年額847円の増額になるものと試算をいたしております。これは、国による平成30年度から平成35年度までの6年間激変緩和措置があることから、金額が抑えられているものと認識をしております。また、広域化により、平成30年度からは、高知県内で他の市町村へ引っ越した場合でも、引っ越し前と同一世帯であることが認められる場合には、高額療養費の上限額が、通算をされて、経済的負担が軽減されるメリットがあるものと考えております。

なお、市が行う事務につきましては、保険税の賦課徴収、資格管理及び保険給付等であり、従来と大きな変更点はございませんが、県の役割につきましては、財政運営の責任主体となることから、国保財政を管理し、国保運営方針の策定や納付金の決定及び標準保険料率の算定等を行うこととなっております。

次に、(6)両栄橋の改修工事に伴う市税の優遇措置についてでございます。

御案内のように、両栄橋の改修事業につきましては、橋の老朽化に伴い、早急な橋のかけかえが必要であることから、市民生活の安全確保のため行っている事業でございます。そのため、周辺地域の商店街の方々だけではなくて、道路を利用する多くの方々に関係する事業となっております。議員さん御案内のとおり、両栄橋が通行可能となるのは、平成31年6月の予定でございますが、進捗状況といたしましては、平成30年3月に上部工橋桁の工場製作について発注をいたしたところでございます。周辺住民の方々には、大変御迷惑をおかけいたしますけれども、室戸市税条例の減免規定にはこうした事項が該当する項目はございません。加えることは大変困難であると考えているところでございます。いずれにいたしましても、市民の皆様が安全に安心して通行できる橋を早期に完成をさせる必要があると考えているところでございます。

私からは以上でございますが、副市長及び関係課長から補足答弁をいたさせますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（濱口太作君） 久保副市長。

○副市長（久保信介君） 小椋議員さんにお答えいたします。

1の(5)の室戸市職員の綱紀粛正についてでございます。

まず、公用車による事故についてでございますが、公用車の管理等につきましては、財産管理課長のほうからお答え申し上げます。

近年、公用車による事故が多発していることにつきましては、私も大変遺憾で申しわけなく思っているところでございます。事故のほとんどは、もう少し注意をすれば防げたものがほとんどであり、事故の報告を受けるたびに、私からも当事者である職員に対し注意するとともに、公用車の運転中も職務専念義務のある公務従事者中であり、また公用車は、市民共有の財産であることなどについて自覚するよう指導を行っているところでございます。あわせて、上司である課長にもその都度、朝礼や課内会等で所属職員に注意を促すとともに、再発防止策を講じるよう指示をしているところでございます。これら交通規則の遵守や安全運転の徹底等につきましては、課長会や庁内システムの掲示板、全職員を対象とした回覧文書などにより再三注意喚起を行っているところでございますが、今後とも朝礼や課内会等により、交通事故防止について指導を徹底してまいります。

次に、事務処理の時間など市民サービスの向上についてでございますが、本市では、これまでも市民サービスの向上に向け、各種事務の電算化を進めるとともに、窓口へのローカウンターの導入や窓口職員の机の配置の見直し、またホームページからの申請書類のダウンロード化などに取り組んでまいりました。また、事務事業の進行管理に関しましては、私も課長会において、事あるごとに所管の事務事業の進捗状況の把握に努め、必要かつ適切な指導を行うよう、繰り返し注意喚起を行っているところでございます。このほか、職員一人一人の資質を高めるため、人づくり広域連合による階層別研修、能力向上研修のほか、業務改善研修や接遇研修、法制執務研修などの各種研修あるいはプロジェクトチームによる業務改善の提案などを通じまして、人材育成に取り組んでいるところでございます。今後とも、これらの研修等を通じた職員の資質向上に取り組むとともに、業務の進行管理や手順の明確化を徹底していくことなどにより、さらなる市民サービスの向上につながるよう、努めてまいります。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 黒岩財産管理課長。

○財産管理課長（黒岩道宏君） 小椋議員に、1の(5)室戸市職員の綱紀肅正についてのうち、公用車の日常の管理に関しましてお答えいたします。

本市の保有する公用車のうち、29台を財産管理課で集中管理しております。公用車を使用するに当たっては、使用を希望する職員が庁内システムにより予約をし、所属長及び財産管理課長がシステム上で決裁をし、使用許可を行うこととなっております。また、使用の際には、公用車管理簿に用務内容や使用時間等を記入することをルールとしております。

次に、公用車の清掃や美化についてでございますが、公用車を使用するに当たっては、この予約画面上において、使用後は車内のごみを各自処分することや車が汚れた場合は洗車することなどの注意事項を掲示し、注意喚起をするとともに、車両の損傷や傷に気づいたときは、たとえ軽微な場合であっても必ず報告をするよう、周知徹底を図っているところであります。

また、車両の安全面に関する管理についてでございますが、公用車におきましては、各種の

法定点検に加え、職員から運転中に異音や動作不良等の報告があった場合には、直ちに点検の上、必要な場合は修理を行い、安全性の確保に努めております。昨年度には新たな対策として、衝突回避支援機能を装備した軽自動車2台を購入しており、平成30年度においても、同様の機能を備えた公用車の購入を予定しております。

同じく、平成30年度当初予算におきまして、出張用車両10台へのドライブレコーダーの設置費用を計上させていただいております。これは、本市も加入しております全国市有物件災害共済会発行の地方公共団体における公用車事故防止対策資料集において、ドライブレコーダーの設置により、運転者にカメラを通して見られているという意識が生じるため、運転者の安全意識が高まるといった導入効果があったという例が示されているものでございます。また、録画した画像を安全運転指導に活用できたという回答もございましたので、職員研修等への活用を図るなど、公用車による交通事故防止対策に努めてまいります。以上です。

○議長（濱口太作君） 川上産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（川上建司君） 小椋議員さんにお答えをいたします。

1の(7)室戸市のふるさと納税についてでございます。

まず、返礼品の送料につきましては、総務省からの通知を受け、昨年10月に見直しを行った際に、それまでの送料を含めて一律7割としていたところ、送料を除いた返礼品の調達価格の割合を3割以下に見直しを行ったところでございます。送料を除いて3割とした理由といたしましては、総務省の通知により、割合を3割にしたということの明確化を踏まえまして3割とさせていただいております。事業者の方々への説明会を開催いたしました。御意見などを踏まえまして、協議を重ねた結果、寄附金額、それと常温便なのかクール便なのか、それぞれに応じた送料相当額を算定をいたしまして、3割の返礼品調達価格とは別枠として加算をして、事業者の方々の御負担を少なくしようとしたものでございます。したがって、事業者の方々には、3割にプラスして別途送料相当分をお支払いをしておりますので、この部分の負担としては余り大きくないのではないかとというふうに考えております。

また、こうした見直しを行った後に、事業者の方々から、送料の部分について負担になっているといった声は、現在のところお聞きをしていないところでありますが、今後、送料の値上げ等があった場合には、送料相当分の金額を見直しを行うことなどにより対応してまいります。

次に、本市と奈半利町さんとのふるさと納税の取り組みの違いについてでございます。

本市と奈半利町さんのふるさと納税の取り組みを比較してみますと、まず1点目には、ふるさと納税業務の体制が上げられるのではないかとというふうに思います。本市では、事業者がそれぞれ返礼品を寄附者に発送していただいておりますが、奈半利町では、ふるさと納税に従事をする町職員に加えまして、町が100%出資をする一般社団法人が、事業者の返礼品の集荷、発送を行っております。そのため、事業者の返礼品発送に係る手間や負担が減り、返礼品の生



産のみに専念できることや提供する個々の返礼品、これを寄附者のニーズに合わせまして、生産者にかかわらず、自由に組み合わせることによって、より魅力的な返礼品として調達することが可能というふうになっているのではないかと考えております。

2点目には、ふるさと納税ポータルサイトにおける仕掛けなどの活用でございます。本市におきましても、ふるさと納税ポータルサイトを活用し、ふるさと納税の取り組みや返礼品のPRを行っておりますが、奈半利町さんでは、多くの方に寄附をしていただくための仕掛けといたしまして、ふるさと納税ポータルサイトにおいて、毎月7日と8日に奈半利の日感謝祭や24時間限定のタイムセールのほか、不定期のイベントを開催いたしまして、イベントにあわせた限定の返礼品を用意して寄附の受け付けを行うなど、寄附者の目を引く多数のイベントを開催をしているところでございます。そのほかにも、取り組み方の違いはあるとは思いますが、本市におきましても、一人でも多くの方に御寄附をいただけるよう、職員等の人数だけではなく、取り組み方の工夫などによりまして、体制の充実を図っていくとともに、奈半利町さんを含め、他市町村の取り組みを参考とさせていただきながら、事業者の方々や関係団体、ほか市町村との連携によります室戸市独自の取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

次に、平成29年度のふるさと納税の見込み額の想定についてでございますが、本市では、平成29年度の寄附額の目標を、当初予算の5億5,000万円としておりましたが、2月末現在で10億4,000万円を超える御寄附をいただいていることから、平成29年度の寄附額は、現在のところ11億円と想定をしているところでございます。

次に、平成30年度の構想と目標額の設定、事業者からの要望への対応についてでございますが、平成30年度の寄附額につきましては、当初予算に計上しております9億円を目標に、まずはしっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えております。平成30年度の具体的な取り組みとしましては、先ほど市長も触れましたが、これまでの取り組みに加えまして、ふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクさんから講師をお招きして、事業者の方々を対象といたしましたセミナーの開催、新たな寄附者獲得につなげることを目的とした室戸市独自のふるさと納税ポータルサイトを開設、また雑誌など紙媒体やインターネット広告によるPR、東京、大阪で開催をされますふるさと納税大感謝祭への出店によるPRなどに取り組んでまいります。

また、事業者の方々の御意見や御要望をしっかりと聞きながら、より魅力的な返礼品の開発などに取り組むことで、事業者の所得向上、地域経済の活性化などにつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 西村防災対策課長。

○防災対策課長（西村城人君） 小椋議員さんに、1の(8)南海トラフ巨大地震についてお答えします。

まず、現在までの防災対策への取り組みと経過についてであります。主なものを申し上げますと、ハード面におきましては、市内一斉通報が可能な防災行政無線の整備や小・中学校、公民館などの公共施設の耐震化、津波避難タワーなどの整備を行ってまいりました。このほか、津波避難道路や避難路、津波避難誘導灯や誘導標識の設置などにも取り組んでまいりました。ソフト面におきましては、防災講演会の開催や災害時における物資等の調達に関する協定など、各種団体などとの協定の締結、室戸市応急期機能配置計画など、各種計画の策定や避難訓練、自主防災組織活動に対する補助金、木造住宅耐震化への補助などに取り組んでまいりました。このほか、水や食料、毛布などの備蓄及びこれらの分散備蓄などにも取り組んできたところでもあります。今後におきましても、南海トラフ地震に備えたこれらの取り組みを継続していくとともに、津波避難救命艇の配備や河川奥地への分散備蓄倉庫の整備、避難所運営マニュアルの作成など、さらなる備えに取り組んでまいります。議員さん御案内のとおり、本年2月9日に政府の地震調査委員会が、南海トラフにおけるマグニチュード8から9級の巨大地震が30年以内に発生する確率をこれまでの70%程度より1つ高いランクの70から80%になったとの評価を発表しました。市といたしましては、これまで行ってきた住宅の耐震化や避難訓練などの取り組みの一層の推進、加速化を図るとともに、内容についても充実させてまいりたいと考えております。

また、地域と密着した取り組みといたしましては、地域ごとにそれぞれの課題や異なった特色もありますので、例えば本年、内閣府と高知県がモデル地域として津波避難と暮らしに関するワークショップを三津地区と佐喜浜浦区で行いましたように、今後とも自主防災組織との一層の情報共有を図り、それぞれの地域の実情に合ったより実効的な取り組みとなるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 小椋利廣君の2回目の質問を許可いたします。小椋利廣君。

○4番（小椋利廣君） 4番小椋利廣。2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどは市長さん以下、いろいろな課長さんにも多岐にわたりいろいろと丁寧に御答弁をいただきましてありがとうございました。

(1)の市長さんから平成30年度の最重要施策予算についてということで、ふるさと納税の拡大から含めて若者定住まで、いろいろな重要施策予算が答弁をされておりますけれども、まだまだ今からが地域産業の振興や医療、そして介護や福祉や公共工事の早期発注など、平成29年度から続いていく切れ目のない予算に室戸市制施行60周年の節目に当たって、経済の活性化にもつながる予算の早期執行については、まだまだ取り組んでいかなければならないと思っておりますので、この点につきましてもう一度御答弁をお願いをいたしたいと思っております。

それから、(2)の今後の医療体制についてでございますけれども、これもいろいろ御答弁をいただきましたけれども、地域医療確保支援事業補助金が30年度予算で四千数十万円計上をされていると思っております。これらにつきましても、病院側とも早く協議もしていただいて、予算が

早期に執行できるように取り組んでいただくことが、地域住民のさらなる安心と安全と健康に取り組んでいく最大予算の執行になると思いますので、これらにつきましても早く取り組んでいけるようお願いをいたしたいと思います。

それから、室戸市立室戸岬診療所につきましては、診療日も増加をすれば、時間も延長すると。看護師のパートさんも1名を追加するというごさいますけれども、ぜひこれらにも取り組んでいただく中で、市民の安心・安全、健康のために取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、(3)の室戸市独自の交通体系の確保についてでございますけれども、これは全く新たな試みとして、私も中央病院へはこのことも含めて何回か車で通りましたけれども、室津川の橋を渡ると、すぐに病院まで坂道が続いているということで、なかなか高齢者の方や足の悪い人は、本当に歩いていくのは大変だなあというふう感じたことございませうので、そういったことで、何か室戸市で独自に交通体系ができていける、安芸市では元気ぐるりんバスと、あそこは3台のバスが走りゆうわけございませうが、そういうふうな西からも東からも通行ができる、来れる、そういう体系ができんかということをお願いをしたいと思ひます。どうしてかと言ひますと、あの室戸病院の前には、本当にすぐ前にバス停があったわけございませう。また私しょっちゅう毎日室戸病院の前を通っておりますので、あそこは本当に病院にも近いし、平坦地でもあるし、高齢者の方が西行きも東行きも本当によくバスを、1時間から1時間半に1本ぐらいのバスをずっと待つて通院をせられよったことございませうので、中央病院へ行くにはなかなか厳しいかなというふうには高齢者の方はよく言っておりますので、何かそういう配慮ができないか、もう一度お聞きもいたしたいと思ひます。

それで、(4)番の国民健康保険制度の改正についてでございますけれども、これは平成31年度で国保の赤字を解消するというふうな御答弁がありましたけれども、これらは増して早く取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

そしてまた、国保制度の改正によって、1人当たり八百ウン十円増額になることございませうけれども、増額になる分についてはやむを得ませうが、非常に今高齢者にしてみたら年金生活者は厳しいというふうには言われておりますので、できる限りまた御配慮ができるようでしたらお願いもしたいと思ひますし、(5)番の室戸市職員の綱紀肅正についてでございますけれども、いろいろ御答弁がありましたので、今後もぜひより一層綱紀の肅正に取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

それから、(6)番ですけれど、両栄橋の全面的な改修工事に伴う周辺地域住民に対する市税の優遇措置についてでございますけれども、先ほどの御答弁では、室戸市の減免規定の対象にはならないというふうな御答弁があったわけございませうけれども、現在のところ、室津川を挟んで、本当に人の流れとか物流の流れが変わってきたということは確かであるというふうに思ひます。その中で、大なり小なりやはり地域経済に与える影響というのは確かに出てきてい

るというふうに私もあそこほとんどいろいろなことがある中で通っておりますけれども、物流の流れが変わると、経済に影響してくるということは、地域の住民の方々や商店主の方々も言っておりますので、今後そういうところも見ていく中で、また大きくそういうことに変化が起きてくるようであれば、ぜひとも今後について御検討をしていただけないかということをお願いをしておきたいと思えます。

それから、(7)番のふるさと納税についてでございますけれども、事業者の中に課長さんの答弁では、発送用の予算も組んで、一緒に事業者をお願いをしているということでございますけれども、私の聞く範囲では、事業者の方にしてみると、近くへ発送するものもあれば遠くへ発送するものもあるということで、発送の料金についてはばらばらであると。そしてまた、生鮮食料品の魚なんかを発送するについては、どうしてもクール便で発送せないかんというようなことで、クールでいくと、遠くへ行くとまた高くなるというふうなことも言われておりますので、できましたら奈半利町では町が全部の発送用の予算を組んで、それから毎月町のほうで宅急便屋から来た請求書について町が全部毎月支払うというふうに話をされておりましたので、できたらそういうふうな方法の送料の取り扱いができないか、室戸市のほうで発送用の予算を組んでそういうことができないか、もう一度お聞きをいたしたいと思えます。

それから、南海トラフ巨大地震についてでございますけれども、この防災対策につきましては、総務省も発表しておりますように、発生確率が70%から80%に高くなってきたということにおきまして、国土交通省もこれ命の道として物流がストップをしないようにということで、国道55号線の橋が落ちないように、落橋しないように落橋用防止対策工事を今急ピッチで進めているということでございまして、この前の室津川大橋でも、現在、工事が進められておるということでございます。そういうことで、まだ我が室戸市におきましても、今後防災対策についていろいろ取り組んでいかんと思われる工事が相当残されているというふうに思えますので、これらについて早期に対応ができていけないか、もう一度いろいろなことへの取り組みへの発想をもう一度答弁をお願いいたしたいと思えます。

これで、2回目の質問は終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 小椋議員さんの2回目の質問にお答えをいたします。

大体前段でお答えをしたとおりでございますけれども、まず重要政策につきましては、ふるさと納税をしっかり地域経済につなげていこう、また今度新たに取り組んでいるミニ水族館の取り組み等についても、しっかり地域の活性化や交流人口につなげていこう、そしてまた、子育て支援についても、しっかり充実をさせて、子育て中の家庭の経済的負担の軽減につなげていこうと。また、地域医療につきましても、申しあげましたように、協定を締結をいたしましたので、医師確保であるとか、医療機器、そういうものの整備をいただいて、早く外来診療をやっていただくというような取り組み、とにかくそうしたことについては早い段階でしっかり

と対応をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、岬の診療所につきましても、申しあげましたように、少しでも診療日数をふやし、また常勤の先生に来ていただきたい、また、看護師さんについては、ふやしていこうという取り組みを一層充実をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

また、交通体系につきましても、当市でも交通網形成計画を策定をするということとなっておりますので、今までやってきているものの検証あるいはまたこれからどういう対応ができるのかということにつきましては、議員さん御提案のことも含めまして、そうした中で対応してまいりたい。そんなに時間があるとは私自身も思っておりませんので、とにかくやれる対策については、検討の上で早く対策をしていきたいというふうに思っているところでございます。

また、国保の赤字につきましても、早い段階で赤字解消をしていかなければならない。また、住民の皆さんには、今回、やっぱり増額をお願いをする。しかし一方で、赤字対策として一般会計から繰り入れているということも一定御理解もいただきたいということで、負担が多くなるということは、私どもも周知をするところでありますが、前段で申しあげました点も住民の皆さん、被保険者の皆さんもぜひ御理解もいただきたいというところでございます。

また、職員のことにつきましては、事務処理の適正化、これは当然のことでございますので、今後管理職、また全体がしっかり事務処理を行うように指示もし、指導も行ってまいりたいと考えております。

そして次に、税の問題であります、なかなか今の中での取り組みというのは、私も通行等々によって地域に影響があっている、地域の経済に影響があるということは、一定、当然我々としても影響がないとは言いません。影響があっているということは承知をするところでございますが、これらのことについては、ぜひ先ほども申し上げておりますように、とにかく橋を、老朽化して危ない橋でありますから、とにかく早い段階で直すというのが私は一番考えなくてはいけない問題であると。ただ、どうして時間がかかっているかというのの中に、議員さんも御案内のとおりであります、あの河川の渇水期に工事をやらないといけないというのが大きな問題でありまして、予算を1年で全部つけたとしても、工事は長くかかってしまうというようなことでございますので、そうした点、ぜひ御理解もいただきたいというふうに思っているところでございます。

また、7点目のふるさと納税につきましても、よその町では、100%出資の一般社団法人といますか、法人組織をつくって対応しているという事例を話をされました。ある点で我々もそのことを考えていく必要はあるという気はしますが、今の段階で我々として会社を立ち上げて配送だけをやるというようなことは、今のところ考えておりません。ただ、他市の効果的な事例というものは、しっかり把握をして、当市のふるさと納税が拡大をするように、取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。

それから、8点目の地震の発生確率、御案内のように、70%から80%に発生確率が高くなっ

ております。この辺については、当然、住民の皆さんにもお知らせをするとともに、我々としても一層のハード対策、ソフト対策を力を入れてやっていかなければならないというふうに思っております。御指摘のように、橋梁についても、今先ほど両栄橋の話をしました。ただほかの橋梁についても老朽化、危険という橋がございます。それらについては道路改良事業とあわせて今後ともしっかりと対応していかなければならない、かけかえあるいは保守、そうした取り組みをしていかなければならないと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（濱口太作君） これをもって小椋利廣君の質問を終結いたします。

次に、上山精雄君の質問を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山です。通告に従い、一般質問を行います。

市長の政治姿勢の中から2つの事案についてお聞きをいたします。

まず、1点目として、高台移転についてであります。

この件につきましては、市民の多くの方が関心を寄せ、早期の実現を望んでいる事柄でもありますことから、私はこれまで去年の3月議会、9月議会において、市民の不安を払拭し、命と財産を守るとともに、この高台移転事業を実施するに当たっては、単に山の上のほうというような考え方ではなく、室戸市の将来的なまちづくり、つまり人口が減少しても、まちとして機能する経済効率の高いコンパクトシティーの考え方、構想の中で位置づけ、取り組むべき事業として一般質問をさせていただきました。去年9月議会でのこの件での私の一般質問に対する市長の御答弁を要約いたしますと、委託事業での適地調査の結果、7カ所を選定し、その中から室戸と羽根地区の2カ所を適地とした。室戸地区については、地権者を確認の上、測量の了解も得て、測量業務に着手している。予定している面積は、約7,000平方メートル。今後、1ヘクタール、1万平方メートルをめどに進めていきたい、こういうことでございましたので、7,000平方メートルのうち、道路、水路等々を差し引きましても6,000平方メートル、6,000平方メートルということは、6反ということでございますので、1反300坪とすれば1,800坪、1戸当たり60坪で譲渡するとして1,800坪割る60坪で約30戸ぐらい移転可能ということになり、高台移転を考えている市民の方々の要望に応え得る規模ではないかと私も期待をしていたところでした。

ところが、先日の議員説明会で示されたものは、計画地の土地所有者の同意が得られず、適地調査の成果報告とは別の用地に約2,000平方メートル、8区画分を整備する。しかも、目的は、移住、若者定住用とするとの説明があったわけですが、どうにも私には理解ができない。

そこで、市長にお聞きをいたします。

1点目として、30年度予算に計上されるとされる高台用地整備事業の目的は、移住、若者定住用なのか、それとも津波浸水からの高台移転なのか。

2点目、土地所有者の同意が得られなかった主な理由についてまずお聞きをいたします。

次に、3点目として、今回議員説明会で示された最終案8区画に決定した行政判断といえますか、市長の政治判断についてお聞きをいたします。通常、このような事業は、複数の候補地から選定すると思います。今回の場合も、調査委託の結果、7つの候補地があったわけですから、第1候補がダメなら、第2、第3候補等検討すると思いますが、他の候補地は検討せず、しかも適地調査での報告外と思われる用地2,000平方メートルに8区画分と決定した市長の政治判断についてお聞きをいたします。

本市の防災マップが示すように、津波浸水被害を色濃く受けるとされる地域に暮らす住民の方にとって、津波災害が発生すれば、一瞬にして家財を失い、あしたからの住む家をなくすわけですから、つけ焼き刃的な事業とせず、市としても本腰を入れて取り組む重要な課題だと思います。

この課題の最後に、4点目として、市長に今後の具体的な取り組み、方向性についてお聞きをいたします。

次に、大項目の2といたしまして、海洋深層水を利用した陸上養殖事業についてお聞きをいたします。

昨年10月に、新聞報道、高知新聞ですが、新聞報道もされましたが、高知市の企業が、事業の多角化、高知の自然を生かした地域貢献の目的で、本市の高岡地区にて我が室戸市の無尽蔵に近い資源、海洋深層水を使い、幻の魚とされるサツキマスの陸上養殖に取り組んでおられます。私も室戸市の活性化、特産品づくりには、深層水を利用した陸上養殖での物づくりが一番の早道ではないかという考えを持っていることから、高岡の現場に出向き、サツキマスの養殖について勉強もさせてもらうとともに、現場責任者と深層水を活用した陸上養殖の可能性についても意見交換させていただいたところです。皆さんもそうだと思いますが、なぜ川に住むマスを海洋深層水で、だと思います。この担当者の話によりますと、事業化の見込める魚介類は全て研究をした。その中で、子供から大人までに人気があり、大型すしチェーン、スーパーからの需要が多いサツキマスに着目、そのサツキマスを飼育を検討する中、1年を通して養殖が可能な低水温、養殖の最大の課題、防疫、つまり魚の病気を防ぐ防疫ですね、防疫の面から清浄性の高い室戸の海洋深層水が最適であったとのことでした。現在、この業者は、より収益性の高いニジマスの養殖、また高岡漁協に水揚げされ、商品価値のないトコブシをマコンブを餌として用い、貝の殻の緑化を防ぎ、味のよいトコブシとする養殖、つまりこれまでのアワビ、トコブシの陸上養殖での餌は、鳴門のくずワカメを餌としております。ただ、ワカメで養殖した場合には、貝の縁といえますかへりといえますか、そこが鮮やかなグリーン色になるんですね。鮮やかなグリーン色、緑色になると、これは一目で養殖とわかるということで買い値をたたかれるということで、それをマコンブでやった場合、自然の色となり、味もすこぶるよくなるということで、現在高岡漁協と話し合いを進めて、その養殖を進めているということでありまして、まさに深層水を活用した陸上養殖の突破口を開く印象を受けたところでございます。

現場責任者の言葉をかかりますと、ことしはサツキマス1万匹の育成を目指しているが、3万匹ぐらいになれば、ブランド力も高まり、地元雇用も10名くらいはできると思うが、課題は水槽の設置用地の確保で、天日、屋外ですね、天日の場合には、水槽に藻が繁茂することから、遮光が可能な体育館のような建物が最適ですが、見つからないので、川の水温の低い羽根地区の奥、室戸の河内地区でも用地を探したが、水利権等の問題で難しいとのことでした。物づくり事業での活性化には、試験研究の期間も必要なことから、一朝一夕には実現できません。緒についたこの養殖業者も、成功の夢とともに課題と不安を持っております。

市長にお聞きをいたします。

室戸海洋深層水を活用した陸上養殖の今後の発展のためにも、協力と支援は必要ではと考えますが、市長の御所見をお聞きいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 上山議員にお答えをいたします。

まず、(1)高台移転についてでございます。

1点目の事業の目的につきましては、移住・定住対策として考えており、対象者には、市内外の制限を設ける考えは今のところ持っておりません。市内の浸水域に在住の方が、移り住まれる場合もあるのではないかと考えております。

次に、2点目の用地買収につきましてであります。同意が得られなかった理由であります。これは、過去に当市が行ってきた行政に対する不満、これが大きいというふう聞いておりました。それを何とか解消したいというようなことで、理解を得るべく交渉をしてきたわけですが、現在のところ同意は得られてないということでございます。

次に、3点目の今回最終案を決定した判断についてでございます。これまでの経緯につきましては、議員さん御案内のとおり、平成28年度の適地調査により選定をした領家地区において当初開発面積約3.5ヘクタールの宅地開発ということで計画を進めてきたところでございますが、先ほども申し上げましたように、大きな面積を持っていた方1名の地権者が同意が得られないということでございます。そして、同意が得られるだろうという約7,000平方メートルについて、概算事業費を算定をしたところでございますが、その同意が得られない方の土地ということも関係してまいります。7,000平方メートルについて概算事業費を算定をしたところ、のり面工事や道路工事などが多くなって、造成面積に対する事業費が多額になるという問題があり、費用対効果を考え、現在のところ断念をしているというところでございます。また、そうした中で、近隣市町村では、宅地分譲が進んでいるということもあって、とにかく1カ所でも早期に実現をさせていきたいということで、大変規模は本当に小さいということになったわけですが、以前申し上げてきた場所と全く違うということはありません。その周辺の地域だし、そのエリアの中に入っている地域ということで、ここで進めたいということで



あります。

次に、今後の取り組みであります。もう一つの候補地である羽根地区におきましては、国道からの進入路の変更が必要ではないかと考えております。現在、消防屯所整備事業により、進入路の整備計画を進めているところでございますので、当該進入路が整備をされますと、宅地開発につながるのではないかと考えているところでございます。

次に、(2)海洋深層水を利用した陸上養殖についてでございます。

これも議員さん御案内のとおり、サツキマスの陸上養殖につきましては、アクアファームの隣にある県の海洋深層水共同研究センターの敷地の一部で高知市の企業が実施をいたしているところでございます。平成29年度は、種苗4,000匹を仕入れ、試験的に飼育をし、平成30年度には事業展開をしていきたいということでお聞きはいたしております。そして、サツキマスを室戸の特産品にしたいという熱い思いを持っておられることもお聞きをいたしております。非常に意欲的な企業だと感じておりますので、市としても事業化に向けて支援対策をしていかなければならないと考えているところでございます。

また、別の企業であります。深層水の清浄性によりまして、生食の安全性を高めるため、一時的に畜養したカキの販売を行ってございまして、これらについても、事業の拡大を目指しておりますので、支援対策を考えていかなければならないというふうに思っております。

そのほか、県外企業から深層水を活用して本市でアワビの養殖をしたいというお話も来ておりますので、それらの実現にも力を入れていかなければならないというふうに思っております。こうした意欲的な企業の事業活動に海洋深層水が活用されるということは、大変ありがたいことではございますので、今後ともそうした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また一方で、これらの企業からも養殖研究の場所などについて相談も受けているところでございます。市といたしましては、現在、休止となっている県栽培漁業センターの活用、これをぜひ市としても活用させてもらいたいということで、昨年12月、県の水産振興部長を訪問し、同センターの利活用、それから使用料の問題等について、また室戸市に任せていただくことはできないかというようなことについてお願いをしたところでございますが、県としては、その辺についてまだ市に任せるといふようなことは言っていないと聞いておりますし、県として一定の企業に貸すといふような言い方をされているところでございます。私どもとしては、引き続き市が何とか利用したいといふようなことで、今後とも要請をしていきたいと思っております。

また、県の海洋深層水推進室と深層水研究所にもお伺いをして、現在、使われております共同研究センターにつきましても、これも有効活用が私はまだ不十分だといふふうに感じてございまして、県に対してもう少し使用料が減免できないか、またある面、市に任せていただけないかというようなことについても、私としては要請、お願いをしているところでございます。ですから、県の使える施設としては、県の栽培漁業センター、それから共同研究センターという

2カ所の施設がありますので、それらの利活用についてももう少し市においても使うことができないかと、企業の方々も使いやすい料金体系にならないかというようなことにつきまして今後とも県の理解をいただきたいと思いますし、要請をしていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、深層水の利用拡大であるとか、深層水商品の特産品化というようにつながるように、今後とも支援対策を考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（濱口太作君） 上山精雄君の2回目の質問を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山です。2回目の質問を行います。

まず、先ほど市長の御答弁では、若者移住促進、若者定住住宅と名前を銘打ちゅうですが、浸水被害からも入ってきてもらって結構ですよという御答弁の内容だったと思うのですが、目的が違うということになると思うのですが、そういう答弁の内容でした。若者住宅用としちゅうけんど、浸水被害予定地域からも来てもらう結構ですよということ、そういう答弁があったと思いますが、まず恐らく若者とか移住であれば、移住予定者とかそういうような目的があるろうと思いますが、全然目的が違うと思うのですがね。それで、いずれにしても、そういう考え方で30年度予算にも測量か何かの1,000万円ぐらいの予算を計上しちゅうと思うのですが、市長は以前から意向調査はしないということだったと思いますが、この意向調査ですわね、その浸水被害想定区域の、これをして要望把握をしなければ、規模決定、市の方向性は見えないと思うのですが、今でもこの意向調査はやらないということではよろしいでしょうか。

次に、2点目として、陸上養殖の話ですが、市長は積極的に応援していくと。ただ今聞いた話はですね、市長、県の施設の利用ばかりの話ながですね。県の共同研究所をどうこうする、県の稚魚センターをどうこうする。要は、市が何かできないかということで、私はこの業者とちらっと話したときに、そういう施設でしたら、廃園が予定というか決まっている三高保育園とか、三高小の体育館とかをちらっと思い浮かべたわけですが、今回、市長の施政方針の中でも、その公共用地の管理計画というのがありますが、それを積極的に過疎債を利用してやろうということで施政方針にも述べておられますが、当然、この三高小の体育館もこの計画の中に入るといいます。過疎債で古いもんは壊していくということで結構な話ながですが、ただ過疎債でやっても30%は必ず市の負担になるということで、そしたらそのどうしても要る30%で改修をして、どうせ負担をするわけですから、それをちょっと30%の自己負担分で改修して、こういうような業者、深層水をやろうとしゅう企業に貸し出して、雇用をふやすというような考え方を持ってこの公共施設等総合管理計画の中で壊すだけじゃなしに、利用もできるような検討はできないのか、その2点についてお聞きをいたします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 上山議員さんの2回目の質問にお答えをいたします。

まず、若者移住という目的がおかしくなるのではないかという話でございますが、私どものこの事業は、高台移転事業、高台用地の確保事業というような言い方で整備をしてきたということで、例えば若者向け、若者向けとずっと言うてきたわけではないということでございます。高台移転という用地を確保する、高台の用地を確保するということをずっと言うてきたわけですから、若者であり、高齢であっていかんとか、若者やないといかんとか、そういうような事業をスタートさせてきたというふうには考えていないところでございます。

それから、意向調査につきましても、これは以前の段階で一定やっております。18件の回答があったというようなことでございますので、やらないということは僕は言っておりません。ぜひ必要であればやっていかないといけない、そういう思いは持っているところでございます。全然やらないでいいということで、私がずっとそのことにこだわっているというわけではございません。必要であればやっていかないとはいけません。大規模で大きな事業をやるときには、当然、その規模を考えるのに一定の数字がないとやっていけない、それは必要に応じてやっていかないといけないという思いでございます。

それから、陸上養殖につきまして、それは今私が申し上げたのは、確かに県の施設を有効活用することはできないかということで申し上げましたが、市の施設、ぜひ買っていただける、借りていただける、有効に活用するというのであれば、どうぞ私は相談をいただきたい。私が相談を受けたケースについては、当然、こういう施設があいてますよというようなお話はいつもさせていただいてますので、相談があれば市の施設であればそれは有効に活用するということは、当然考えていかないといけない問題でございますので、具体的な事案があれば、ぜひ私のところへつないでいただければというふうに思っております。以上であります。

**○議長（濱口太作君）** これをもって上山精雄君の質問を終結いたします。

健康管理のため、2時45分まで休憩いたします。

午後2時22分 休憩

午後2時44分 再開

**○議長（濱口太作君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、町田又一君の質問を許可いたします。町田又一君。

**○11番（町田又一君）** 11番町田。平成30年3月室戸市議会定例会において一般質問を行います。

まず、1番目として、市長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

(1)として、結婚について。

市長は、市民の結婚について日ごろどう考え、どんな取り組みをされているのでしょうか。近年、日本の至るところで婚姻件数が減り続けているとのことです。厚生労働省の人口動態統計月報年計によれば、2016年は62万3,523組となり、前年に比べて15万4,633組も下回っていて、戦後最少を更新したようです。日本では、婚外子は2.29%と極端に少なく、一方で妊娠が

結婚に先行するできちゃった婚で生まれた第1子は25.3%を占めております。結婚と出産を一体として考えている人が多いようです。出産に結びつく結婚の減少こそが、少子化の最大の原因だと指摘をされております。50歳時点で一度も結婚したことの無い人の割合を生涯未婚率と呼ぶのですが、2015年版厚生労働白書によれば、生涯未婚率は1990年を境にうなぎ登りで、2015年では、男性24.2%で4人に1人、女性は14.9%で7人に1人となっております。結婚をするもしないも、もちろん個人の選択であります。無理に進めることはできません。しかし、市民の中には、結婚をしたいけれども相手がいない、相手をよう見つけないという方がたくさんおられるのも事実であります。交際相手がいなければ、結婚や子育て支援どころではありません。本当に仕事に打ち込んでいる人ほど、出会いの場がないと聞きます。少子化対策として、まず第一に取り組むべき課題として、結婚を考えるべきではないでしょうか。また、本市では、最近3年間で何組の婚姻届があったのでしょうか、教えていただきたいと存じます。

全国の自治体でも、結婚についてさまざまな取り組みがなされています。他の自治体においても、市民が結婚するためには、税金の投入はもはや当たり前となっているようです。結婚については、オール室戸でおせっかい役にならないと、実現は難しいと存じます。結婚について市長や担当課長の取り組み姿勢についてお聞きをいたします。

(2)といたしまして、人口減少についてお尋ねをします。

人口減少が続いていて、とまる気配はないようです。誕生する人より亡くなる人が多い、転入する人よりも転出する人が多い。特に若者は、進学や就職のため、3月から4月に多い。そして、最近、気になるのは、比較的元気な高齢の方の転出がふえたのではないかということでもあります。原因として考えられるのは、自分の体が元気なうちに、3食つきの医療施設へと結びついたケアハウス等への入所のための転出だと思えます。その他では、税金が高い、水道料金が安い、若者向け住宅がないとかさまざまな理由で室戸に職場がある人たちが市外へ住居を構え、通勤をしている人が結構いるのです。この中には、子育て真っ最中の人もいると思うのです。室戸は本当に何もかも高く、暮らしにくいのかどうか、近隣自治体と比較検討するのも大切だと考えます。このまま黙っていたら、高くて暮らしにくい室戸というレッテルを張られてしまいます。本当かどうか、広く検証し、市民に結果を知らせるべきだと考えております。いかがでしょうか、お聞きをいたします。

年齢の高い人ほど医師への依存が高いのはもちろんですが、反対に小さな子供さんのいる家庭では、急な体調の変化にも対応してくれる医師の確保等が必要です。市民の医療に関する不安が数多くあるのです。この対応を怠れば、人口減少は今まで以上に加速するおそれがあります。市民の健康を守るため、より一層の医療施設の充実と医師の確保に向け、さらなる取り組みの強化を求めたいと存じます。市長の決意のほどをお聞きいたします。

(3)といたしまして、観光と交流人口と地域経済についてお聞きをします。

近年、本市への交流人口は70万人ぐらいで推移しているようです。交流人口40万人で市民が

1万人いる経済効果があると言われた時期がありました。現在、室戸世界ジオパークセンターや室戸ジオパーク推進協議会を中心に、日本ジオパーク、世界ジオパークの再認定に向け、さまざまな取り組みが予定されております。また、それに伴う予算も計上されております。室戸ジオパークは、人が宝であると前面に出しております。このことは、本当に大事であると存じます。しかし、室戸世界ジオパークが、市全体に広がっているかという点、まだまだ市民の間には認識不足があるのではと感じております。ユネスコの世界遺産とジオパークとの違いは、ジオパークは、そこに住みながら経済活動を行っても構わないというところが利点だと思うのです。室戸世界ジオパークも、少しずつではありますが、市外の人には知名度が上がってきているのではないのでしょうか。今後は、観光の目玉として、室戸世界ジオパークを前面に出して、交流人口のさらなる増加に結びつけ、室戸のもうけとなるよう知恵を絞らなければならないと考えるところであります。市長や担当課長は、観光でお金をどう稼ごうと作戦を練っておられるのか、お尋ねをいたします。

今のところ、室戸に交流人口がふえても、素通り客が多く、地域経済にメリットが少ないのではないかと、理由として、第1に泊まり客が少ないとの指摘があります。室戸を訪れるお客さんも千差万別であると推察をいたします。宿泊客には、個室を望む人も多いようです。室戸にもせめて観光バス1台分のお客さんが一堂に宿泊するホテル等があれば、随分と夜のにぎわいが増すのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。企業誘致として、ホテルに的を絞る、まずはJR四国などへホテルの誘致の陳情を市長を先頭にオール室戸で行うというのはいかがでしょうか。JR四国もいろいろ多角経営を目指しているように伺っておりますが、当たってみる価値はあると思うのですが、どうでしょうか。市長の取り組み姿勢についてお聞かせをいただきたいと存じます。

(4)ふるさと納税についてお尋ねをいたします。

日本全体のふるさと納税による2016年度の寄附総額は、前年度比約1.7倍の2,800億円で、過去最高であったようです。各自治体は、多くの寄附を集めようと、返礼品の充実に力を入れております。2017年4月にふるさと納税の返礼品を寄附額の3割以下にするように求める国の通知が届いております。各自治体では、いつこの通知を実施するのか、判断に迷ったとのことであります。室戸では、秋までに受け付けた返礼品の寄附額は7割で、それ以降は3割を基本にということでありました。この通知で、寄附件数が減少するのでは大変心配をしていたのですが、お隣の奈半利町では35億円を越すふるさと納税があったとのことであります。室戸市でも、2016年度より納税額は倍増となっております。当市への納税額も県下では上位にランクをされていると思います。室戸にとってもはやふるさと納税の寄附額は、市の税収と同じようになくなくてはならない大変貴重な収入源となっております。2017年度ふるさと納税による寄附額は、市の財源にしたらどのぐらいの割合となるのでしょうか。率について示してほしいと思います。

これから先もより安定した納税額を確保するためには、返礼品のさらなる開発、改良等が必要です。担当職員の数は、今のままで十分と言えるのですか。広く市民に対し納税品づくりへの参加の呼びかけをすることも大変重要だと考えます。そして、この中から室戸の特産品や土産物が誕生すれば、大変すばらしいと存じます。今後の取り組みは、どう考えているのか、お尋ねをいたします。

また、寄附金を基金として蓄えることも大切ですが、この際、子育て資金や高齢者への生きがいや安全・安心のために使うのも、納税者の理解や市民の賛同が得られるのではないかと存じます。室戸に生まれてよかった、室戸で暮らせてよかったと言えるような生きたお金の使い方をぜひ示していただきたいと存じます。

2といたしまして、教育費についてお尋ねをいたします。

(1)保・小・中学校の今後についてお尋ねをいたします。

とうとう室戸市内で1年間に誕生する子供が50人というところまで減少しています。現在、羽根から佐喜浜まで小・中学校が点在しております。複式学級もふえていますと聞きます。中学校では、満足にクラブ活動もできないところまで学校が細っているようです。今後は、ますます生徒が減少していくのです。このままでは、学校運営自体が成り立たなくなるのが目に見えていると思います。教育委員会では、市内小・中学校の統廃合について検討されていると存じますがだんだんと時間的余裕はなくなってきておると思います。検討会の構成メンバーは、どのような立場の方が参加されているのか、保護者や地域代表の方は参加をされているのかどうか、教えていただきたいと存じます。

他の同規模の自治体では、将来的には小学校1校、中学校1校として決定などを行っているようです。教育委員会の今後の取り組みをお聞きをいたします。

(2)といたしまして、室戸高校の今後についてお尋ねをいたします。

近年、室戸市は、室戸高校へさまざまな支援策を講じてきています。入学定員80人のところ、定員割れながらも毎年四、五十人の生徒が入学し、何とか存続をしていました。しかし、30年度の入学希望者は24名という激減ぶりです。24人の中には、女子野球部希望者が4人いるとのことです。入試に全員パスしても24人です。これから先、このまま大きく定員割れが続くようでは、今後行われる県立学校の再編で小規模校あるいは安芸高校室戸分校というように分類されるおそれが予想されます。室戸市内の中学生が、室戸高校への進学者が少ない理由を谷村教育長はどう分析されておられるのか、御所見をお願いします。

中高連携とよく言われますが、室戸市内の中学生の生徒と教師と室戸高校の生徒や教師の交流はあるのでしょうか。あるとすれば、中高の連携がなぜ弱いのでしょうか、お尋ねをいたします。

室戸市から高等学校をなくさない方策はあるのか、今以上に強力な支援策も必要となってくると思うのですが、谷村教育長の取り組み姿勢についてお伺いをいたします。

これで私の第1回目の質問を終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 町田議員さんにお答えをいたします。

まず、1の(1)結婚についてでございます。

人口減少問題における結婚件数の減少につきましては、議員さん御案内のとおり、出生者数の減少に直結する大変大きな問題であると認識をしております。市といたしましても、結婚対策として、平成23年度より出会いのきっかけづくり応援事業費補助金を設け、民間の方々の協力のもと、取り組みを進めてまいりました。また、平成30年度からは、新たに国の少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し新生活のスタートアップに係る新居の家賃や引っ越し費用等の支援に取り組むことといたしております。私の思いといたしましては、室戸での出会いをきっかけに、結婚をし、新婚生活をスタートさせ、子育てをしていただきたいと思っております。今後とも結婚、出産、子育て等切れ目のない支援対策に取り組んでまいります。

次に、(2)人口減少についてでございます。

議員さん御指摘の転出の要因となっているのではないかとという税や水道料金であります、確かに固定資産税は、標準税率ではないので、高いと認識されているのではないかと存じます。この点につきましては、内部でも標準税率に引き下げること検討いたしているところでございます。

また、水道料金につきましては、基本料金や使用料10トン未満の御家庭などにつきましては、他市と同程度でございますが、それを超える部分につきましては、超過料金の単価が高いことから、高額となっているところでございます。

そして、住宅対策につきましては、空き家バンクや移住促進住宅などに取り組んでいるところでございますが、平成30年度におきましては、宅地造成をしていこうと、宅地造成に取り組むことといたしております。

これらの取り組み状況につきましては、住民の方々にお知らせをするとともに、効果的な事業の実施に努めていかなければならないと考えております。

次に、地域医療の充実と医師の確保についてでございます。

前段の議員さんにもお答えをいたしましたけれども、室戸中央病院において、本年2月1日から内科の外来診療を充実していただいたところでございます。また、眼科や整形外科などの診療科目の導入につきましても、現在高知大学や他の医療機関と協議を重ねており、早期の外来診療の実施に向けて取り組んでいるところでございます。室戸岬診療所におきましても、診療日数をふやすことや往診の実施など、診療内容の充実に向けて努めてまいります。そして、今後の医療につきましても、高知大学や専門家の方々の意見を求め、地域医療計画を策定することにより、地域医療の推進に取り組んでまいります。

次に、(3)観光と交流人口と地域経済についてでございます。

まず、ジオパーク活動における取り組みの中でありますが、現在、室戸ジオパーク推進協議会におきましては、室戸ジオパーク実行計画を定めているところでございます。その計画では、守る、学ぶ、もてなす、稼ぐ、広めるという分野で取り組みを進めております。その中の稼ぐの分野におきましては、市民の方々や観光ガイドの会を初めとする各種関係団体と連携を図りながら、港町散策ツアーや西山大地を歩こうツアーなどを実施しております。また、ジオパークセンターの中にあるジオカフェと連携を図り、お菓子などお土産物開発に取り組むとともに、室戸高校と連携し、高校生がデザインしたTシャツの制作や高校生が考えたキンメダイやナスなど室戸の食材を使った中華まんの商品開発がなされ、現在、キラメッセ室戸楽市において販売が始まっているところでございます。

次に、観光全般の取り組みといたしましては、高知県東部観光協議会や室戸市観光協会等と連携を図り、教育旅行や民泊の推進に取り組んでいるところでございます。平成29年には、教育旅行として、関西圏の中学校3校、160名が延べ40軒の家庭で民泊を行っておりまして、海釣り体験、カツオのわら焼き、たたきづくり体験、室戸世界ジオパークサイクリングなどの体験プログラムを実施しております。また、幕末維新博関連事業といたしまして、室戸の特産品をプレゼントするぐるっとむろとスタンプラリーを実施しておりまして、市内53店舗の御協力のもと、これまでにスタンプ台紙を約4,000部発行し、市内観光施設の周遊対策に取り組んでいるところでございます。これらの取り組みが、各観光関連施設での食事やお土産品の売り上げにつながっていくものと考えております。

そして、インバウンド対策でございますが、ジオパークセンターにおける外国人観光客の統計をとり始めてから約1,100人の外国人観光客が来館をされております。今後、高知港に外国クルーズ船の来港がふえることが予想されておりますので、国際交流員を雇用することにより、本市に新しい人の流れをつくり、より一層の観光交流人口の拡大と地域経済の向上につなげていかなければならないと考えております。

次に、ホテルの誘致についてでございますが、私は毎年東京に本社のある関連企業を訪問し、本市に進出していただくよう要請を行っております。せんだってもし現地へ行くということのお話はいただいているところでございますが、現在まだ誘致には至っていないというような状況でございます。

また、議員さん御提案のJR四国に対する要請につきましても、関係者の協力を求めるとともに、訪問の上、積極的な誘致活動に取り組んでまいります。

次に、(4)ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税の今後の取り組みについて、私からお答えをさせていただきます。

本市の平成29年度のふるさと室戸応援寄附金につきましては、2月末現在で10億4,000万円を超える御寄附をいただいております。また、平成30年度につきましては、当初予算に9億円



を目標として計上したところでございます。目標達成に向けた平成30年度の具体的な取り組みといたしましては、臨時職員をふやすなど体制の充実強化を図るとともに、企業や個人などへの訪問や広報、ホームページにより返礼品登録を呼びかけることで、返礼品の充実を図ってまいります。

また、ふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクから講師を招聘し、事業者向けのセミナーを開催することで、全国で人気のある返礼品を紹介するとともに、魅力的な返礼品を開発するポイントや返礼品の効果的なPR方法などをお伝えすることで、新たな返礼品の開発につなげてまいります。

寄附者を対象とした取り組みといたしましては、室戸市独自のふるさと納税ポータルサイトを開設するとともに、暑中見舞いや年賀状を活用したPR、専門誌及びインターネット広告によるPR、東京、大阪で開催されますふるさと納税大感謝祭への出店によるPRなどを行ってまいりたいと考えております。

また、本市では、四万十町など県内10市町村で構成するふるさと納税自治体連絡協議会との連携により、首都圏でのPRイベントの実施やコラボ返礼品の開発などにも取り組むことで、平成29年度は28件、540万円の御寄附をいただいております。そのほか、滋賀県豊郷町と連携をしたコラボ返礼品の開発にも取り組んでおりまして、平成29年度は196件、2,352万円の御寄附をいただいているところでございます。今後におきましても、他市町村との連携を行うとともに、ふるさと納税制度を活用したより魅力的な返礼品の開発やふるさと納税の取り組みを広く全国にPRしていくことで、一人でも多くの方々に本市のファンとなっていただき、生産者の所得向上、地場産業の振興、地域経済の活性化などにつなげてまいります。

私からは以上でございますが、教育長及び企画財政課長から補足答弁をいたさせますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（濱口太作君） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本康二君） 町田議員に1の(1)結婚についてお答えいたします。

まず、最近3カ年の婚姻届の提出件数でございますが、市内に住所を有する方々の届け出件数は、平成26年度は54件、平成27年度は58件、平成28年度は61件で、全国的に見ますと少ない件数で推移しているところでございます。

次に、結婚についての取り組み姿勢についてでございますが、本市では、これまで民間の方々を中心となって、出会いのきっかけづくりのイベントに取り組んでいただいております。市の補助金を活用した平成23年度から29年度までのイベント回数は20回、参加者総数504名、カップル成立数は81組となっているところでございます。このイベントに携わっておられる方からは、イベントをきっかけに市外からお嫁に来られ、出産され、室戸市に定住された事例や、やはりイベントをきっかけに結婚され、そのお礼の手紙をいただいたなど、大変うれしい報告を聞くことがあり、民間の方々の息の長い継続した取り組みによる成果であると感じているとこ

ろでございます。

一方で、継続していくためには、民間の力だけでは難しい面もある。また、行政がかかわることで、参加者の安心感につながるといった御意見もいただいているところでございます。私としましては、先ほど市長も御答弁申し上げたように、結婚対策については、人口減少問題を考える上で大きな課題であると認識しており、先ほどの御意見や他の自治体の取り組みなども踏まえ、民間の方と連携して、よい取り組みを行うために、行政がどのようなかかわり方をすべきか考えてまいります。

次に、1の(4)のふるさと納税が市の財源に占める割合についてでございますが、平成29年度の補正を含めた予算ベースで見ますと、寄附額を11億円見込んでおり、歳入総額に占める割合は、約7.9%となっております。

なお、この額は、市税収入額とほぼ同じ規模になりつつあり、人口減などにより市税収入の増が見込めない中、本市にとりましては、貴重な財源となっているところでございます。

次に、基金の使い道についてでございますが、ふるさと室戸応援寄附金基金取扱要綱では、基金の使い道について、1点目に地域資源の保全や整備に関する事業、2点目に地場産業の振興やまちづくりに関する事業、3点目に子供たちの健全な育成に関する事業、4点目に医療及び福祉の充実に関する事業、5点目にその他市長が必要と認める事業と定めているところでございます。

また、申し込みの際、寄附者から寄附金の活用についての希望をいただいておりますが、その内訳を平成29年度で見ますと、市長が特に必要と認める事業が最も多く、次いで子供たちの健全な育成に関する事業、地域資源の保全や整備、地場産業の振興やまちづくり、医療及び福祉の充実の順番となっているところでございます。これらを踏まえまして、これまでも健やか子育て祝い金や室戸高校いさな寮入所援助補助金などに基金を充当させていただいたところであり、平成30年度当初予算におきましても、基金を約9億9,000万円取り崩し、お礼品に係る経費のほか、主に第2子の保育料無料化、小・中学校へのエアコン設置事業など、子供たちの健全な育成に関する事業や地域医療確保支援事業補助金、室戸岬診療所の運営に係る国保会計直診勘定への繰出金など、医療の充実に関する事業などに使わせていただくこととしているところでございます。以上でございます。

**○議長（濱口太作君）** 谷村教育長。

**○教育長（谷村正昭君）** 町田議員さんに、2、教育についての中の(1)保・小・中学校の今後についてお答えいたします。

全国的な少子化に伴い、室戸市におきましても、幼児、児童・生徒数の減少が進み、学校では平成18年度末に日南小学校、平成19年度末に佐喜浜小学校入木分校、平成21年度末に室戸岬中学校、平成22年度末に室戸東中学校、平成27年度末に三高小学校が閉校に、保育所では平成27年度末に室戸岬保育所が閉園し、今年度末で三高保育所の閉園が決定しているところです。

また、室戸岬小学校につきましても、来年度の児童数が9人となり、新入生の入学も見込まれないことなどから、保護者との協議と並行して、平成29年3月から延べ4回、室戸市立小・中学校統廃合検討委員会での検討を重ね、統合もやむを得ないものであり、平成30年度末での統合が妥当であるとの報告を受け、統合に向けて調整をしているところです。近年の児童・生徒数の推移を見てみますと、市内小学校への入学者は、平成24年度で78人、平成29年度で50人と5年間で35.9%の減、中学校への入学者は、平成24年度で80人、平成29年度で70人と12.5%減少しております。

なお、統廃合を決定するに当たっては、小・中学校では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、学級編制や教員配置の基準が規定されておりますので、児童・生徒数の減少により、学級編制や事務職、養護教諭等の配置状況にも影響が出ると考えられる場合等に、小・中学校統廃合検討委員会の意見をもとに協議してまいりました。お尋ねの小・中学校統廃合検討委員会の構成メンバーといたしましては、室戸市立小・中学校統廃合検討委員会設置要綱の規定に基づき、学校長及び教頭、PTA会長、または副会長、常会長、学識経験者、行政関係者となっております。先ほど申し上げました室戸岬小学校の統廃合では、委嘱、任命による17名の委員で検討していただくなど、各方面からの御意見をお聞きしているところです。児童・生徒の減少から、保育所、小・中学校の統廃合は避けては通れない課題でありますので、学校数も念頭に入れながら、今後も子供たちのためにはどうしていくのが一番よいのかを判断基準として、検討委員会の御意見もしっかりとお聞きしながら、対応してまいります。

次に、(2)室戸高校の今後についてでございます。

室戸高校への入学者につきましては、平成27年度には63人、平成28年度には51人、平成29年度には42人、そして今年度の入学志願者は、議員御案内のとおり24人とお聞きしております。入学志願者数の減少につきましては、中学生の生徒数減はもとより、女子野球部等市外からの入学者の入学志願者も一時期よりは減少していることが一因ではないかと考えています。議員さん御質問の教育長の所見はということですが、開かれた学校づくり推進委員会の御意見同様に、例えば室戸高校の進路指導や加力指導、国公立大学への進学率、また就職指導や就職内定率、さらにはジオ学やボランティア活動等室戸高校のよさを生徒や保護者、地域にもっと発信し周知することが大事だと考えております。

次に、御質問の中高連携の取り組みですが、毎年自然の家で開催している児童会、生徒会交流に室戸高校生も参加し、高校生活についての発表をするなどの交流をしています。また、夏期休業中の補習手伝い、さらには室戸高校総合学科発表会に市内の全中学校が参加して、室戸高校の活動を身近に感じてもらう取り組みなども行っております。加えて、今後は、ジオ学の講師としての高校生の活動や中学生と合同でのボランティア活動等も探っていきたいと思っております。また、部活動の活性化につきましては、現在の部活動連携に加え、来年度より室戸

中学校にサッカー部ができる予定になっておりますので、これまで以上に中高が連携した部活動について、今後室戸高校と協議していきたいと考えております。

このような中、ハード面では、室戸市といたしましても、いさな寮に対するエアコン設置事業や寮費の助成、また女子野球部への支援対策などを実施してまいりました。平成30年度には、生徒たちの安全な通学手段を確保するため、学校前のバスロータリー及び待合所の整備に取り組むことになっております。高等学校の再編につきましては、昨年11月に県の教育委員会協議会が開催され、県立高等学校再編振興計画後期実施計画の策定について協議する場に私も出席させていただきました。地域からの意見として、現在室戸市が行っている室戸高校への支援についてや、小・中学校との連携の事例等を紹介し、また地理的な厳しさや仮に室戸高校がなくなった場合、地域の活力が低下することや保護者の経済的負担が大きくなることなどもお話しし、存続に向けて強く意見を述べさせていただいたところです。いずれにしましても、開かれた学校づくり推進委員会での協議内容なども参考に、その発信や支援対策について室戸高校と協議していきたいと考えております。以上です。

○議長（濱口太作君） これをもって町田又一君の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

あすは一般質問です。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後3時27分 延会